

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p style="text-align: center;"><b>水硬性粒度調整鉄鋼スラグを用いた路盤の設計施工マニュアル</b></p> <p>1. 総 則</p> <p>(1) 総則</p> <p>a. 本マニュアルは、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ（HMS-25）を用いて道路の上層路盤の設計・施工を行う場合に適用する。</p> <p>b. 材料の品質、舗装の設計及び施工に関しては、本マニュアルによるものの他は「舗装施工便覧（H18.2）」に示される鉄鋼スラグ及び上層路盤の項目に基づくものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>a. 本マニュアルで取り扱う HMS-25 は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「高炉徐冷スラグ」単体</li> <li>② 「高炉徐冷スラグ＋高炉水砕スラグ＋転炉スラグ」の複合材料</li> <li>③ 「高炉徐冷スラグ＋高炉水砕スラグ＋転炉スラグ＋石炭灰」の複合材料</li> <li>④ 「①～③のいずれかの材料＋アッシュストーン」の複合材料</li> </ul> <p>の4種類をいう。</p> <p>(2) 用語の定義</p> <p>a. 鉄鋼スラグ</p> <p>鉄鋼の製造過程で生産される副産物で、銑鉄の鉄鋼製造過程で高炉から生成する高炉スラグと、鋼の製造過程で生成する製鋼スラグに大別される。</p> <p>b. 高炉スラグ</p> <p>鉄鉱石及び石灰石、コークスなどを原料とし、銑鉄を精錬する際に、高炉（溶鉱炉）から生成する副産物で、高炉スラグは、製造方法により高炉徐冷スラグと高炉水砕スラグに分類される。</p>	<p style="text-align: center;"><b>水硬性粒度調整鉄鋼スラグを用いた路盤の設計施工マニュアル</b></p> <p>1. 総 則</p> <p>(1) 総則</p> <p>a. 本マニュアルは、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ（HMS-25）を用いて道路の上層路盤の設計・施工を行う場合に適用する。</p> <p>b. 材料の品質、舗装の設計及び施工に関しては、本マニュアルによるものの他は「舗装施工便覧（H18.2）」に示される鉄鋼スラグ及び上層路盤の項目に基づくものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>a. 本マニュアルで取り扱う HMS-25 は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「高炉徐冷スラグ」単体</li> <li>② 「高炉徐冷スラグ＋高炉水砕スラグ＋転炉スラグ」の複合材料</li> <li>③ 「高炉徐冷スラグ＋高炉水砕スラグ＋転炉スラグ＋石炭灰」の複合材料</li> <li>④ 「①～③のいずれかの材料＋アッシュストーン」の複合材料</li> </ul> <p>の4種類をいう。</p> <p>(2) 用語の定義</p> <p>a. 鉄鋼スラグ</p> <p>鉄鋼の製造過程で生産される副産物で、銑鉄の鉄鋼製造過程で高炉から生成する高炉スラグと、鋼の製造過程で生成する製鋼スラグに大別される。</p> <p>b. 高炉スラグ</p> <p>鉄鉱石及び石灰石、コークスなどを原料とし、銑鉄を精錬する際に、高炉（溶鉱炉）から生成する副産物で、高炉スラグは、製造方法により高炉徐冷スラグと高炉水砕スラグに分類される。</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>c. 高炉徐冷スラグ 高炉から約 1500℃の熔融状態で取り出されたスラグを、徐冷ヤードあるいはドライピットにおいて空冷と適度の散水処理によって冷却したものであり、主として結晶質の塊状のものをいう。道路用鉄鋼スラグに用いる高炉徐冷スラグは、必要に応じてエージングを実施し、呈色判定に合格したものとする。</p> <p>d. 高炉水砕スラグ 高炉から熔融状態で取り出されたスラグを大量の水などで急冷したもので、主としてガラス質の砂状のものをいう。</p> <p>e. 製鋼スラグ 銑鉄から鋼を製造するときに生成する副産物で、鋼の製造方法により転炉スラグと電気炉スラグに分類される。道路用鉄鋼スラグに用いる製鋼スラグは、エージング処理を実施し、膨張が安定した製鋼スラグを使用する。また、本マニュアルでは、HMS-25に用いる製鋼スラグは、転炉スラグに限定する。</p> <p>f. 転炉スラグ 転炉工程で鋼を製造する際に生成するスラグをいう。</p> <p>g. エージング ア. 高炉徐冷スラグの場合 冷却固化した高炉徐冷スラグを、破碎、ふるい分けして後、屋外で山積みし、スラグ中に含有する硫黄（S）分を水や空気と反応させ、安定化する処理をいう。 イ. 製鋼スラグの場合 冷却固化した製鋼スラグを、破碎、ふるい分けした後、屋外で山積み、または、蒸気などによって、スラグ中に含有する遊離石灰（f-CaO）分を水や空気と反応させ、膨張を安定化する処</p>	<p>c. 高炉徐冷スラグ 高炉から約 1500℃の熔融状態で取り出されたスラグを、徐冷ヤードあるいはドライピットにおいて空冷と適度の散水処理によって冷却したものであり、主として結晶質の塊状のものをいう。道路用鉄鋼スラグに用いる高炉徐冷スラグは、必要に応じてエージングを実施し、呈色判定に合格したものとする。</p> <p>d. 高炉水砕スラグ 高炉から熔融状態で取り出されたスラグを大量の水などで急冷したもので、主としてガラス質の砂状のものをいう。</p> <p>e. 製鋼スラグ 銑鉄から鋼を製造するときに生成する副産物で、鋼の製造方法により転炉スラグと電気炉スラグに分類される。道路用鉄鋼スラグに用いる製鋼スラグは、エージング処理を実施し、膨張が安定した製鋼スラグを使用する。また、本マニュアルでは、HMS-25に用いる製鋼スラグは、転炉スラグに限定する。</p> <p>f. 転炉スラグ 転炉工程で鋼を製造する際に生成するスラグをいう。</p> <p>g. エージング ア. 高炉徐冷スラグの場合 冷却固化した高炉徐冷スラグを、破碎、ふるい分けして後、屋外で山積みし、スラグ中に含有する硫黄（S）分を水や空気と反応させ、安定化する処理をいう。 イ. 製鋼スラグの場合 冷却固化した製鋼スラグを、破碎、ふるい分けした後、屋外で山積み、または、蒸気などによって、スラグ中に含有する遊離石灰（f-CaO）分を水や空気と反応させ、膨張を安定化する処</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>理をいう。</p> <p>h. 呈色判定 高炉徐冷スラグを用いた路盤材料を対象として、黄色水及び硫化水素臭の発生を調べ、路盤材料に適合するか否かを判定することをいう。</p> <p>i. 膨張安定性 製鋼スラグを用いた路盤材料を対象として行う、80℃水浸膨張試験によって得られる膨張性を表示する指標をいう。</p> <p>j. 石炭灰 流動床ボイラー灰と微粉炭燃焼ボイラー灰があり、本マニュアルにおける石炭灰は流動床ボイラー灰を指す。 ①流動床ボイラー灰 NO<sub>x</sub>の発生を抑制するため、低温燃焼（約800度）下で生成する灰。形状が角張っているため、骨材の噛み合わせに優れている。 ②微粉炭燃焼ボイラー灰 高温燃焼（約1200度）下で発生する灰。形状は球状をしているため、流動化材として適している。流動床灰ボイラーとは異なるものであり、現在のところ品質が確認されていないため、HMS-25にこれを添加してはならない。</p> <p>k. アッシュストーン 発電所から発生する「j. ①流動床ボイラー灰」および「j. ②微粒炭燃焼ボイラー灰」を原料とし、固化材等を混合してなる造粒体またはこれを粉砕したもので、耐久性品質を確認されたもの。 なお、耐久性品質は、「浸水崩壊試験（簡易スレーキング試</p>	<p>理をいう。</p> <p>h. 呈色判定 高炉徐冷スラグを用いた路盤材料を対象として、黄色水及び硫化水素臭の発生を調べ、路盤材料に適合するか否かを判定することをいう。</p> <p>i. 膨張安定性 製鋼スラグを用いた路盤材料を対象として行う、80℃水浸膨張試験によって得られる膨張性を表示する指標をいう。</p> <p>j. 石炭灰 流動床ボイラー灰と微粉炭燃焼ボイラー灰があり、本マニュアルにおける石炭灰は流動床ボイラー灰を指す。 ①流動床ボイラー灰 NO<sub>x</sub>の発生を抑制するため、低温燃焼（約800度）下で生成する灰。形状が角張っているため、骨材の噛み合わせに優れている。 ②微粉炭燃焼ボイラー灰 高温燃焼（約1200度）下で発生する灰。形状は球状をしているため、流動化材として適している。流動床灰ボイラーとは異なるものであり、現在のところ品質が確認されていないため、HMS-25にこれを添加してはならない。</p> <p>k. アッシュストーン 発電所から発生する「j. ①流動床ボイラー灰」および「j. ②微粒炭燃焼ボイラー灰」を原料とし、固化材等を混合してなる造粒体またはこれを粉砕したもので、耐久性品質を確認されたもの。 なお、耐久性品質は、「浸水崩壊試験（簡易スレーキング試</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>験)：土木学会規準」及び「岩のスレーキング試験方法：日本道路公団規格」に準じて行う試験によって確認することとする。</p> <p><b>2. 設 計</b></p> <p>(1) 設計にあたっての注意事項 (アルカリ性透過水について)</p> <p>HMS-25 を用いる路盤は、雨水や地下水等が透過すると、透過水がアルカリ性を示すことがあるので、以下の場合には使用してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に隣接して飲料用井戸及び養魚池等がある場合。</li> <li>・水田で田面と HMS-25 路盤底面の差が 30 cm 以下の場合。(但し 30 cm 以下であっても側溝、擁壁等が完備されている場合は可。)</li> </ul> <p><b>【解説】</b></p> <p>HMS-25 を用いる路盤は、雨水や地下水等が透過すると、透過水がアルカリ性を示すことがある。アルカリ性を有した透過水は道路周辺の地下水、河川及び農地等の水質や土壤に影響をあたえることが懸念されるので、地形条件等に留意が必要である。我が国のほとんどの土壤は酸性土壤であり、これらアルカリ成分を吸着、中和する能力を有しているので、通常の場合は、問題視されることはない。ただし、特に水質が重視される施設等があり、これらに透過水が流入する恐れがある場合は、対策を講じるか、それが不可の場合は上記により、使用してはならない。</p>	<p>験)：土木学会規準」及び「岩のスレーキング試験方法：日本道路公団規格」に準じて行う試験によって確認することとする。</p> <p><b>2. 設 計</b></p> <p>(1) 設計にあたっての注意事項 (アルカリ性透過水について)</p> <p>HMS-25 を用いる路盤は、雨水や地下水等が透過すると、透過水がアルカリ性を示すことがあるので、以下の場合には使用してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に隣接して飲料用井戸及び養魚池等がある場合。</li> <li>・水田で田面と HMS-25 路盤底面の差が 30 cm 以下の場合。(但し 30 cm 以下であっても側溝、擁壁等が完備されている場合は可。)</li> </ul> <p><b>【解説】</b></p> <p>HMS-25 を用いる路盤は、雨水や地下水等が透過すると、透過水がアルカリ性を示すことがある。アルカリ性を有した透過水は道路周辺の地下水、河川及び農地等の水質や土壤に影響をあたえることが懸念されるので、地形条件等に留意が必要である。我が国のほとんどの土壤は酸性土壤であり、これらアルカリ成分を吸着、中和する能力を有しているので、通常の場合は、問題視されることはない。ただし、特に水質が重視される施設等があり、これらに透過水が流入する恐れがある場合は、対策を講じるか、それが不可の場合は上記により、使用してはならない。</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)																																																		
<p>3. 材 料</p> <p>(1) 粒 度</p> <p style="padding-left: 20px;">粒度は次表に示す範囲を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">粒 度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">粒度範 囲(mm)</th> <th colspan="7">ふるいを通るものの質量百分率(%)</th> </tr> <tr> <th>30 mm</th> <th>25 mm</th> <th>13 mm</th> <th>5 mm</th> <th>2.5 mm</th> <th>0.4 mm</th> <th>0.074 mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HMS- 25</td> <td>0～25</td> <td>100</td> <td>95～ 100</td> <td>60～ 80</td> <td>35～ 60</td> <td>25～ 45</td> <td>10～ 25</td> <td>3～ 10</td> </tr> </tbody> </table> <p>【解説】</p> <p>「JIS A 5015」による。</p> <p>(2) 品質規格</p> <p style="padding-left: 20px;">土木工事共通仕様書 第3編土木工事共通編 3-2-6-3 表 3-2-2 1 の規格に適合するものとする。</p> <p>(3) 石炭灰について</p> <p style="padding-left: 20px;">水硬性粒度調整鉄鋼スラグに添加する石炭灰は「流動床ボイラー灰」のみとする。</p> <p>4. 施 工</p> <p>(1) 締固め</p> <p style="padding-left: 20px;">HMS-25 は、適正な含水量で、所定の締固め度が得られるように十分に締固めなければならない。</p> <p>【解説】</p> <p style="padding-left: 20px;">水硬性粒度調整鉄鋼スラグ (HMS-25) は通常の粒度調整砕石と比べ最適含水比が高いので、運搬中に運搬車の荷台から水がしたり落ちたりしないようにするための配慮から、工場出荷時の含水量を最適含水比</p>		粒度範 囲(mm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)							30 mm	25 mm	13 mm	5 mm	2.5 mm	0.4 mm	0.074 mm	HMS- 25	0～25	100	95～ 100	60～ 80	35～ 60	25～ 45	10～ 25	3～ 10	<p>3. 材 料</p> <p>(1) 粒 度</p> <p style="padding-left: 20px;">粒度は次表に示す範囲を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">粒 度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">粒度範 囲(mm)</th> <th colspan="7">ふるいを通るものの質量百分率(%)</th> </tr> <tr> <th>31.5 mm</th> <th>26.5 mm</th> <th>13.2 mm</th> <th>4.75 mm</th> <th>2.36 mm</th> <th>0.425mm</th> <th>0.075mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>HMS- 25</td> <td>0～25</td> <td>100</td> <td>95～ 100</td> <td>60～ 80</td> <td>35～ 60</td> <td>25～ 45</td> <td>10～ 25</td> <td>3～ 10</td> </tr> </tbody> </table> <p>【解説】</p> <p>「JIS A 5015」による。</p> <p>(2) 品質規格</p> <p style="padding-left: 20px;">土木工事共通仕様書 第3編土木工事共通編 3-2-6-3 表 3-2-2 1 の規格に適合するものとする。</p> <p>(3) 石炭灰について</p> <p style="padding-left: 20px;">水硬性粒度調整鉄鋼スラグに添加する石炭灰は「流動床ボイラー灰」のみとする。</p> <p>4. 施 工</p> <p>(1) 締固め</p> <p style="padding-left: 20px;">HMS-25 は、適正な含水量で、所定の締固め度が得られるように十分に締固めなければならない。</p> <p>【解説】</p> <p style="padding-left: 20px;">水硬性粒度調整鉄鋼スラグ (HMS-25) は通常の粒度調整砕石と比べ最適含水比が高いので、運搬中に運搬車の荷台から水がしたり落ちたりしないようにするための配慮から、工場出荷時の含水量を最適含水比</p>		粒度範 囲(mm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)							31.5 mm	26.5 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm	0.425mm	0.075mm	HMS- 25	0～25	100	95～ 100	60～ 80	35～ 60	25～ 45	10～ 25	3～ 10
			粒度範 囲(mm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)																																															
	30 mm	25 mm		13 mm	5 mm	2.5 mm	0.4 mm	0.074 mm																																											
HMS- 25	0～25	100	95～ 100	60～ 80	35～ 60	25～ 45	10～ 25	3～ 10																																											
	粒度範 囲(mm)	ふるいを通るものの質量百分率(%)																																																	
		31.5 mm	26.5 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm	0.425mm	0.075mm																																											
HMS- 25	0～25	100	95～ 100	60～ 80	35～ 60	25～ 45	10～ 25	3～ 10																																											

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>よりも平均2～3%程度低くしている場合が多い。したがって、締固め中の含水量が、所定の締固度を得るのに不足するおそれがある場合は、適正な含水量となるよう適度に散水しなければならない。</p> <p>また、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ (HMS-25) の水硬性を有効に発揮させるためには、均一に、しかも十分な締固めを行うとともに、締固め中の含水量が保たれるように散水締固を行うことが望ましい。</p> <p>水硬性粒度調整鉄鋼スラグ (HMS-25) は、非膨性であり高含水域でも締固め性は含水比の影響を受け難いので、締固め時の散水量は、最適含水比よりも少々多めにしてもよい。</p> <p><b>5. 参 考</b></p> <p>上層路盤に用いる水硬性粒度調整鉄鋼スラグについて、本マニュアルによるものの外に適用すべき材料の品質及び設計基準の一覧を参考として以下に挙げる。</p> <p>(1) HMS-25 の品質 : 「舗装施工便覧 (平成 18 年 2 月)」 P.54</p> <p>(2) 上層路盤に用いる材料としての HMS-25 の品質 : 「舗装施工便覧 (平成 18 年 2 月)」 P.84</p> <p>(3) HMS-25 の等値換算係数 : 「舗装設計便覧 (平成 18 年 2 月)」 P.79</p>	<p>よりも平均2～3%程度低くしている場合が多い。したがって、締固め中の含水量が、所定の締固度を得るのに不足するおそれがある場合は、適正な含水量となるよう適度に散水しなければならない。</p> <p>また、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ (HMS-25) の水硬性を有効に発揮させるためには、均一に、しかも十分な締固めを行うとともに、締固め中の含水量が保たれるように散水締固を行うことが望ましい。</p> <p>水硬性粒度調整鉄鋼スラグ (HMS-25) は、非膨性であり高含水域でも締固め性は含水比の影響を受け難いので、締固め時の散水量は、最適含水比よりも少々多めにしてもよい。</p> <p><b>5. 参 考</b></p> <p>上層路盤に用いる水硬性粒度調整鉄鋼スラグについて、本マニュアルによるものの外に適用すべき材料の品質及び設計基準の一覧を参考として以下に挙げる。</p> <p>(1) HMS-25 の品質 : 「舗装施工便覧 (平成 18 年 2 月)」 P.54</p> <p>(2) 上層路盤に用いる材料としての HMS-25 の品質 : 「舗装施工便覧 (平成 18 年 2 月)」 P.84</p> <p>(3) HMS-25 の等値換算係数 : 「舗装設計便覧 (平成 18 年 2 月)」 P.79</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)																																
<p><b>クラッシュラン鉄鋼スラグを用いた路盤の設計施工マニュアル</b></p> <p>1. 総 則</p> <p>(1) 本マニュアルは、クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) を用いて道路の下層路盤の設計・施工を行う場合に適用する。</p> <p>(2) 材料の品質、舗装の設計及び施工に関しては、本マニュアルによるものの他は「舗装施工便覧 (H18.2)」に示される鉄鋼スラグ及び下層路盤の項目に基づくものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>a. 本マニュアルで取り扱うクラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) は</p> <p>① 「転炉スラグ」単体</p> <p>② 「転炉スラグ+石炭灰」の複合材料</p> <p>③ 「電気炉スラグ」単体</p> <p>の3種類をいう。また標準配合を表-1に示す。</p> <p style="text-align: center;"><b>表-1 標準配合</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>転炉スラグ</th> <th>石炭灰</th> <th>電気炉スラグ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td style="text-align: center;">93~97%</td> <td style="text-align: center;">3~7%</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 設 計</p> <p>(1) 設計にあたっての注意事項 (アルカリ性透過水について)</p> <p>クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) を用いる路盤は、雨水や地下水等が透過すると、透過水がアルカリ性を示すことがあるので、以下の場合には使用してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に隣接して飲料用井戸及び養魚池等がある場合。</li> </ul>		転炉スラグ	石炭灰	電気炉スラグ	①	100%	—	—	②	93~97%	3~7%	—	③	—	—	100%	<p><b>クラッシュラン鉄鋼スラグを用いた路盤の設計施工マニュアル</b></p> <p>1. 総 則</p> <p>(1) 本マニュアルは、クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) を用いて道路の下層路盤の設計・施工を行う場合に適用する。</p> <p>(2) 材料の品質、舗装の設計及び施工に関しては、本マニュアルによるものの他は「舗装施工便覧 (H18.2)」に示される鉄鋼スラグ及び下層路盤の項目に基づくものとする。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>a. 本マニュアルで取り扱うクラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) は</p> <p>① 「転炉スラグ」単体</p> <p>② 「転炉スラグ+石炭灰」の複合材料</p> <p>③ 「電気炉スラグ」単体</p> <p>の3種類をいう。また標準配合を表-1に示す。</p> <p style="text-align: center;"><b>表-1 標準配合</b></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>転炉スラグ</th> <th>石炭灰</th> <th>電気炉スラグ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td style="text-align: center;">100%</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td style="text-align: center;">93~97%</td> <td style="text-align: center;">3~7%</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 設 計</p> <p>(1) 設計にあたっての注意事項 (アルカリ性透過水について)</p> <p>クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) を用いる路盤は、雨水や地下水等が透過すると、透過水がアルカリ性を示すことがあるので、以下の場合には使用してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に隣接して飲料用井戸及び養魚池等がある場合。</li> </ul>		転炉スラグ	石炭灰	電気炉スラグ	①	100%	—	—	②	93~97%	3~7%	—	③	—	—	100%
	転炉スラグ	石炭灰	電気炉スラグ																														
①	100%	—	—																														
②	93~97%	3~7%	—																														
③	—	—	100%																														
	転炉スラグ	石炭灰	電気炉スラグ																														
①	100%	—	—																														
②	93~97%	3~7%	—																														
③	—	—	100%																														

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)																																																				
<p>・水田で田面と CS-30 路盤底面の差が 30 cm以下の場合。(但し 30 cm以下であっても側溝、擁壁等が完備されている場合は可。)</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) を用いる路盤は、雨水や地下水等が透過すると、透過水がアルカリ性を示すことがある。アルカリ性を有した透過水は道路周辺の地下水、河川及び農地等の水質や土壤に影響をあたえることが懸念されるので、地形条件等に留意が必要である。我が国のほとんどの土壤は酸性土壤であり、これらアルカリ成分を吸着、中和する能力を有しているので、通常の場合は問題視されることはない。ただし、特に水質が重視される施設等があり、これらに透過水が流入する恐れがある場合は、対策を講じるか、それが不可の場合は上記により使用してはならない。</p> <p><b>3. 材 料</b></p> <p>(1) 粒度</p> <p style="padding-left: 20px;">粒度は表-2に示す範囲を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-2 粒度範囲</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="8" style="text-align: center;">ふるいを通るものの質量百分率(%)</th> </tr> <tr> <th style="color: blue;">40 mm</th> <th style="color: blue;">30 mm</th> <th style="color: blue;">25 mm</th> <th style="color: blue;">20 mm</th> <th style="color: blue;">13 mm</th> <th style="color: blue;">5 mm</th> <th style="color: blue;">2.5 mm</th> <th style="color: blue;">0.4 mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">CS-30 (0~30)</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">95~ 100</td> <td></td> <td style="text-align: center;">55~ 85</td> <td></td> <td style="text-align: center;">15~ 45</td> <td style="text-align: center;">5~ 30</td> <td style="text-align: center; color: blue;">30</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【解説】</b></p> <p>「JIS A 5015」に適合するものとする。</p> <p>(2) 石炭灰について</p> <p style="padding-left: 20px;">クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) に添加する石炭灰は「流動床ボイラー灰」のみとする。</p>		ふるいを通るものの質量百分率(%)								40 mm	30 mm	25 mm	20 mm	13 mm	5 mm	2.5 mm	0.4 mm	CS-30 (0~30)	100	95~ 100		55~ 85		15~ 45	5~ 30	30	<p>・水田で田面と CS-30 路盤底面の差が 30 cm以下の場合。(但し 30 cm以下であっても側溝、擁壁等が完備されている場合は可。)</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) を用いる路盤は、雨水や地下水等が透過すると、透過水がアルカリ性を示すことがある。アルカリ性を有した透過水は道路周辺の地下水、河川及び農地等の水質や土壤に影響をあたえることが懸念されるので、地形条件等に留意が必要である。我が国のほとんどの土壤は酸性土壤であり、これらアルカリ成分を吸着、中和する能力を有しているので、通常の場合は問題視されることはない。ただし、特に水質が重視される施設等があり、これらに透過水が流入する恐れがある場合は、対策を講じるか、それが不可の場合は上記により使用してはならない。</p> <p><b>3. 材 料</b></p> <p>(1) 粒度</p> <p style="padding-left: 20px;">粒度は表-2に示す範囲を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表-2 粒度範囲</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="8" style="text-align: center;">ふるいを通るものの質量百分率(%)</th> </tr> <tr> <th style="color: red;">37.5 mm</th> <th style="color: red;">31.5 mm</th> <th style="color: red;">26.5 mm</th> <th style="color: red;">19 mm</th> <th style="color: red;">13.2 mm</th> <th style="color: red;">4.75 mm</th> <th style="color: red;">2.36 mm</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">CS-30 (0~30)</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">95~ 100</td> <td></td> <td style="text-align: center;">55~ 85</td> <td></td> <td style="text-align: center;">15~ 45</td> <td style="text-align: center;">5~ 30</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【解説】</b></p> <p>「JIS A 5015」に適合するものとする。</p> <p>(2) 石炭灰について</p> <p style="padding-left: 20px;">クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) に添加する石炭灰は「流動床ボイラー灰」のみとする。</p>		ふるいを通るものの質量百分率(%)								37.5 mm	31.5 mm	26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm		CS-30 (0~30)	100	95~ 100		55~ 85		15~ 45	5~ 30	
		ふるいを通るものの質量百分率(%)																																																			
	40 mm	30 mm	25 mm	20 mm	13 mm	5 mm	2.5 mm	0.4 mm																																													
CS-30 (0~30)	100	95~ 100		55~ 85		15~ 45	5~ 30	30																																													
	ふるいを通るものの質量百分率(%)																																																				
	37.5 mm	31.5 mm	26.5 mm	19 mm	13.2 mm	4.75 mm	2.36 mm																																														
CS-30 (0~30)	100	95~ 100		55~ 85		15~ 45	5~ 30																																														



## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>4. 施 工</p> <p>(1) 締固め</p> <p>クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) は、適正な含水量で、所定の締固め度が得られるように十分に締固めなければならない。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) は通常の粒度調整砕石及び切込砕石と比べ最適含水比が高いので、運搬中に運搬車の荷台から水がしたたり落ちたりしないようにするための配慮から、工場出荷時の含水量を最適含水比よりも平均2～3%程度低くしている場合が多い。</p> <p>したがって、締固め中の含水量が、所定の締固め度を得るのに不足する恐れがある場合は、適正な含水量となるように適度に散水しなければならない。</p> <p>5. 参 考</p> <p>下層路盤に用いるクラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) について、本マニュアルによるものの他に適用すべき材料の品質及び設計基準の一覧を参考として以下に挙げる。</p> <p>(1) クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) の「品質規格： 「JIS A 5015：道路用鉄鋼スラグ (1992年度版)」 「舗装施工便覧」(平成18年2月) P.30～32</p> <p>(2) クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) の等値換算係数： 「舗装設計便覧」(平成18年2月) P.79</p> <p>(3) クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) の基準試験： 「舗装施工便覧」(平成18年2月) P.253</p>	<p>4. 施 工</p> <p>(1) 締固め</p> <p>クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) は、適正な含水量で、所定の締固め度が得られるように十分に締固めなければならない。</p> <p><b>【解説】</b></p> <p>クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) は通常の粒度調整砕石及び切込砕石と比べ最適含水比が高いので、運搬中に運搬車の荷台から水がしたたり落ちたりしないようにするための配慮から、工場出荷時の含水量を最適含水比よりも平均2～3%程度低くしている場合が多い。</p> <p>したがって、締固め中の含水量が、所定の締固め度を得るのに不足する恐れがある場合は、適正な含水量となるように適度に散水しなければならない。</p> <p>5. 参 考</p> <p>下層路盤に用いるクラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) について、本マニュアルによるものの他に適用すべき材料の品質及び設計基準の一覧を参考として以下に挙げる。</p> <p>(1) クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) の「品質規格： 「JIS A 5015：道路用鉄鋼スラグ (2013年度版)」 「舗装施工便覧」(平成18年2月) P.30～32</p> <p>(2) クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) の等値換算係数： 「舗装設計便覧」(平成18年2月) P.79</p> <p>(4) クラッシュラン鉄鋼スラグ (CS-30) の基準試験： 「舗装施工便覧」(平成18年2月) P.253</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>1. 本ガイドライン策定の背景と目的</p> <p><b>背景</b></p> <p>《課題》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a.発注者と受注者の協議の遅れによる工程の遅延</li><li>b.工程の遅れによる突貫工事の実施に伴う品質の低下および工事コストの増大</li></ul> <p>↓</p> <p>対応策①円滑な建設工事請負(変更)契約の締結に向けた設計図書や設計変更等の正しい理解</p> <p>対応策②多種多様な自然条件・環境条件の下で一品生産される土木工事に対して、発注者・受注者の協働による「工期短縮」への更なる取組</p> <p>↓</p> <p><b>ガイドライン策定の目</b></p> <p>土木工事を円滑に進めるため、「設計図書」「工程管理」「設計変更」に関し、発注者と受注者の認識の一致を図る。</p>	<p>(削除)</p>

# 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>2. 設計図書に対する正しい理解に向けて</p> <p>(1) 設計図書に対する正しい理解の必要性</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>請負工事の施工は設計図書に基づき実施されるため、受注者は、工事目的物及び契約条件を示す設計図書を正しく理解することが必要である。</p> </div> <p>(2) 設計図書の基本事項</p> <p>① 設計図書と見積参考図書の構成</p> <p>図 2. 1 設計図書と見積参考図書の構成</p> <pre> graph TD     subgraph Design_Documents [設計図書]         A[図面] --- B[仕様書]         B --- B1[契約数量表]         B --- B2[数量計算書]         B --- B3[共通仕様書]         B --- B4[特記仕様書]         C[現場説明書]         D[質問回答書]     end          subgraph Estimate_Reference_Documents [見積参考図書]         E[総括情報表 (金抜)]         F[工事費内訳書 (金抜)]         G[施工単価表及び積算単価算出表 (金抜)]         H[機労材集計表 (金抜)]         I[参考図]     end     </pre> <p><b>設計図書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事目的物の資材、寸法、規格など技術的仕様、数量及びその算出根拠等の契約内容を示した図書             <ul style="list-style-type: none"> <li>※設計図書は契約図書であるため、発注者は、変更指示に基づき、設計図書の変更（設計変更）を行う。（「4.適切な設計変更に向けて」を参照）</li> </ul> </li> <li>図面             <ul style="list-style-type: none"> <li>入札に際して発注者が示した設計図、及び設計変更等により変更・追加された設計図</li> </ul> </li> <li>仕様書             <ul style="list-style-type: none"> <li>契約数量表                     <ul style="list-style-type: none"> <li>当該工事における契約事項を示す書類であり、工事目的物の数量や規格のほか、指定すべきものについて記載した図書</li> </ul> </li> <li>数量計算書                     <ul style="list-style-type: none"> <li>数量集計表など、契約数量表の根拠となる図書（工事により省略可能）</li> </ul> </li> <li>共通仕様書                     <ul style="list-style-type: none"> <li>技術的要求、工事内容を説明したもののうち、予め定型的内容を示した図書</li> </ul> </li> <li>特記仕様書                     <ul style="list-style-type: none"> <li>共通仕様書を補足し、当該工事に固有の技術的要求等を定める図書</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>現場説明書             <ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加者に対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類（工事により省略可能）</li> </ul> </li> <li>質問回答書             <ul style="list-style-type: none"> <li>入札参加者が質問した事項について、発注者が回答する書面</li> </ul> </li> </ul> <p><b>見積参考図書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施工における任意部分など、発注者の積算上の考え方を示す図書             <ul style="list-style-type: none"> <li>※見積参考図書は、契約図書でないため、設計変更の対象となる図書ではない。</li> </ul> </li> <li>総括情報表（金抜）</li> <li>工事費内訳書（金抜）</li> <li>施工単価表及び積算単価算出表（金抜）</li> <li>機労材集計表（金抜）</li> <li>参考図</li> </ul>	<p>(削除)</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)																				
<p>② 「指定」と「任意」の考え方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>設計図書のとおり、施工を行わなければならない「指定」と、受注者の責任において自由に施工を行うことができる「任意」があり、施工方法、請負額等に影響することから正しく理解すること。</p> </div> <p style="text-align: center;">表 2. 1 「指定」「任意」の取扱の違い</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">指 定</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">任 意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">設計図書での記載</td> <td>                     施工方法等について具体的に示す                      ⇒<u>契約条件となる</u> </td> <td>                     施工方法等について、具体的には示さない                      ⇒<u>契約条件とはならない</u>                      ※参考として標準工法を示す場合がある                 </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">指 定</th> <th style="width: 40%; text-align: center;">任 意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">設計 計 変 更 時</td> <td style="text-align: center;">仮設、施工方法を 変更する場合の 手順</td> <td>発注者の<u>指示または承諾が必要</u></td> <td>受注者の任意により変更可能 ただし、変更施工計画書等の提出が必要</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">仮設、施工方法の 変更による設計 変更の対応</td> <td>設計変更の<u>対象となる</u></td> <td>設計変更の<u>対象とならない</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施工条件の変更 による設計変更 の対応</td> <td>設計変更の<u>対象となる</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		指 定	任 意	設計図書での記載	施工方法等について具体的に示す ⇒ <u>契約条件となる</u>	施工方法等について、具体的には示さない ⇒ <u>契約条件とはならない</u> ※参考として標準工法を示す場合がある			指 定	任 意	設計 計 変 更 時	仮設、施工方法を 変更する場合の 手順	発注者の <u>指示または承諾が必要</u>	受注者の任意により変更可能 ただし、変更施工計画書等の提出が必要	仮設、施工方法の 変更による設計 変更の対応	設計変更の <u>対象となる</u>	設計変更の <u>対象とならない</u>	施工条件の変更 による設計変更 の対応	設計変更の <u>対象となる</u>		<p>(削除)</p>
	指 定	任 意																			
設計図書での記載	施工方法等について具体的に示す ⇒ <u>契約条件となる</u>	施工方法等について、具体的には示さない ⇒ <u>契約条件とはならない</u> ※参考として標準工法を示す場合がある																			
		指 定	任 意																		
設計 計 変 更 時	仮設、施工方法を 変更する場合の 手順	発注者の <u>指示または承諾が必要</u>	受注者の任意により変更可能 ただし、変更施工計画書等の提出が必要																		
	仮設、施工方法の 変更による設計 変更の対応	設計変更の <u>対象となる</u>	設計変更の <u>対象とならない</u>																		
	施工条件の変更 による設計変更 の対応	設計変更の <u>対象となる</u>																			

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>③見積り時の設計図書等に関する疑義への対応</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>i) 入札参加者は、見積り時に設計図書等について疑義が生じた場合、発注者に質問書を提出しなければならない。</p> <p>ii) 発注者は、質問書に対する質問回答書を作成し、入札参加者全員の閲覧を可能とする。</p> <p>iii) 質問書及び質問回答書は設計図書の一部となる。</p> </div> <p>④契約後の設計図書の照査（共通仕様書第1編 1-1-1-3）</p> <p><b>a. 設計図書の照査</b></p> <p>i) <u>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により設計図書の照査を行い、その結果を監督員に書面により提出すること。</u></p> <p>ii) <u>受注者は、共通仕様書に定めるほか、特記仕様書に明記された照査の留意点等を十分理解した上で、設計図書の照査を行うこと。</u></p> <p>iii) 発注者は、照査により、受注者から設計図書に関しての疑義について確認の請求があった場合は、直ちに疑義に関する調査を行う。</p> <p>iv) <u>受注者は、発注者から更に詳細な説明等を求められた場合はその指示に従うこと。</u></p> <p><b>b. 照査の結果に基づく設計図書への反映</b></p> <p>i) <u>発注者は、受注者と協議の上、受注者に設計図書の訂正又は変更に必要な作業を実施させることができる。</u></p> <p>ii) <u>設計図書に関しての疑義に関する調査の結果、設計者にかしがある場合は、土木設計業務等委託契約書に基づき、かし</u></p>	<p>(削除)</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p style="text-align: center;"><u>の修補を設計者に請求することがある。このため、設計図書への反映を行うのに、期間を要する場合がある。</u></p> <p><b>c. 受注者の責により行う「設計図書の照査」の範囲を超える例</b>            受注者が、工事請負契約書に基づき行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業として、以下の例が挙げられる。</p> <p>1) 具体的な事例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>7) 新たな計画の策定が伴う作業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 現地測量の結果に基づく、<u>新たな横断計画図の作成</u></li> <li>ii) 構造物のタイプの変更に伴う<u>修正設計</u> <span style="float: right;">等</span></li> </ul> <p><b>4) 計画変更に伴い発生する付帯作業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 構造物の位置、計画高さ及び延長の変更に伴う、<u>新たな構造計算の追加</u></li> <li>ii) 指定した目的物に対する構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の<u>新たな構造計算や図面の作成</u></li> <li>iii) 指定した目的物の<u>設計根拠まで遡る見直し</u> <span style="float: right;">等</span></li> </ul> <p><b>6) 工事目的物の建設とは関連のない作業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 指定した目的物に対する「設計要領」「各種示方書」等との<u>対比設計</u> <span style="float: right;">等</span></li> </ul> </div> <p><b>d. 設計図書の照査の範囲を超える作業が生じる場合の費用負担等</b>            発注者は、受注者に「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施させる場合は、請負代金額を変更する。</p>	<p style="color: red; font-size: 1.2em;">(削除)</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>3. 適切な工程管理に向けて</p> <p>    (1) 工期短縮の重要性</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>安全かつ速やかに請負工事を完成させることは、受注者の利益の確保はもとより、公共事業の効果を県民が早期に享受できるため、請負工事の「工期短縮」の重要性を発注者と受注者がともに理解し、その達成に向けて双方が取り組むことが必要である。</p> </div> <p style="text-align: center;">図3. 1 工期短縮による効果</p> <div style="text-align: center;"> <p>The diagram illustrates the benefits of shortening the construction period. At the top, a box labeled '工期短縮の実現' (Achievement of Shortening the Construction Period) points down to three overlapping circles representing different stakeholders: '県民' (Residents) in blue, '発注者' (Client) in pink, and '受注者' (Contractor) in yellow. The central intersection of these three circles is highlighted with a red border and labeled '良質な社会資本の形成' (Formation of High-Quality Social Capital). Each stakeholder group has associated benefits listed below them.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>県民 (Residents):</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業効果の早期の享受</li> <li>工事による規制等の工事負担からの早期解放</li> <li>コミュニケーションの促進による工事に対する安全・安心の向上</li> </ul> </li> <li><b>発注者 (Client):</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>綿密な工程の把握</li> <li>意思決定の迅速化によるトラブル拡大の防止</li> <li>効率的な意思決定による業務量の軽減</li> <li>情報共有による技術力の向上</li> </ul> </li> <li><b>受注者 (Contractor):</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>時間で決まる経費の縮減</li> <li>専任技術者の拘束時間の短縮</li> <li>緊張感のある現場による品質の向上</li> <li>関係機関との連絡強化</li> </ul> </li> </ul> </div>	<p>(削除)</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(2) 工程管理の基本事項</p> <p>① 工事着手段階</p> <p style="margin-left: 20px;">a. <u>施工計画書の作成</u></p> <p style="margin-left: 40px;">i) <u>受注者は、工期短縮へ向けた取組を含め、施工計画書に明瞭な計画工程を示すこと。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">ii) <u>発注者は、受注者が作成した施工計画書から工程や施工手順の妥当性を確認し、必要に応じて、受注者に見直しを求める。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">iii) <u>受注者は、発注者と共有しなければならない地域住民への影響などリスクを整理し、その対策を協議すること。</u></p> <p>② 工事実施段階</p> <p style="margin-left: 20px;">a. <u>進捗状況の報告</u></p> <p style="margin-left: 40px;">i) 受注者は、施工計画書に基づいた工事監理を行い、適宜、施工の状況及び工事進捗状況（出来高と工程の状況等）を発注者に報告するなど、情報共有に努めること。</p> <p style="margin-left: 20px;">b. <u>指導、協議</u></p> <p style="margin-left: 40px;">i) <u>発注者は、受注者からの報告を受け、工程不備や工事遅延等を発見した場合には是正処置をとるように受注者を指導する。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">ii) <u>受注者は、やむを得ない事由により工程が遅延しているときは、発注者と速やかに協議すること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">c. <u>設計変更</u></p> <p style="margin-left: 40px;">i) 受注者は、設計図書と現場との差異が見られた場合、発注者と協議し、発注者は、必要に応じて速やかに設計変更を実施する。（4.設計変更について参照）</p>	<p>(削除)</p>



## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>③工事完成段階</p> <p><u>a. 工事目的物の引き渡し</u></p> <p>i) <u>受注者は、工事完成予定日が判明した時点で速やかに発注者へ報告し、工事目的物の速やかな引き渡しに向けて行動すること。</u></p> <p><u>b. 検査の実施</u></p> <p>i) 発注者、受注者は、完成検査のための準備を適切に行うこと。</p> <p>ii) 発注者は、工事の完成の通知を受けた日から 14 日以内に完成検査を行い、工事の完成を確認後、契約書に基づき工事目的物の引き渡しを適切に受ける。</p>	<p>(削除)</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(3) 工期短縮へ向けての協働による取組</p> <p>①取組方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>工期短縮を図りながら品質・価格に優れた工事目的物が得られるよう、発注者、受注者の双方が、これまでの経験・知識を活かしながら、協働による取組を積極的に実施する。</p> </div> <p>a. 工期短縮へ向けた積極的な取組</p> <p>i) 受注者は、先進事例を参考に先進的な工程管理手法（クリティカルチェーンマネジメント（CCPM）※等）を積極的に導入するなどの<u>工期短縮に向けた取組を行うこと。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">※参考文献：岸良裕司「三方良しの公共事業改革」（中経出版）</p> <p>ii) 発注者は、受注者の工程管理の取組内容を踏まえ、「受注者との協議・回答の迅速化（ワンデーレスポンス活動）」や「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」など、<u>請負工事の工期短縮を支援する。</u></p> <p>②発注者と受注者の協議・回答の迅速化（ワンデーレスポンス活動）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>工事現場において諸問題が発生した場合、対処に必要な意思決定に時間を費やさないう、発注者、受注者の双方ができる限り迅速な協議・回答を実施する。</p> </div> <p>a. 発注者の取組</p> <p>i) 諸問題に対して、「現場を待たせない」「速やかに回答する」という<u>迅速な対応を組織的に意識して実施する。</u></p> <p>ii) 迅速な回答が困難な場合、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限」を予告するなど、<u>現場にて受注者が次の段取りができるような回答を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p><b>b. 受注者の取組</b></p> <p>i) 発注者が迅速な回答を実施するために、的確な状況の資料等により<u>報告を早期に行うこと。</u></p> <p>ii) 報告及び協議に併せて、<u>いつまでに回答が必要なのかを発注者に伝えること。</u></p> <p>iii) <u>発注者と綿密な打合せと情報共有を図ること。</u></p> <p>③設計・施工技術連絡会議について（三者会議）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>設計・施工技術連絡会議は、「公共工事の品質確保」及び「隠れたリスクの明確化による適切な工程管理の実施」を目的として、発注者、設計者、受注者の三者が工事着手前に、一堂に会して施工上の課題の解決を行う場とする。</p> </div> <p><b>a. 対象工事</b></p> <p>『工事発注後に発注者、受注者の間で疑義が生じ、生じた疑義の内容・工事の技術的難易度等を勘案した上で、隠れたリスクの明確化が必要であると考えられ、三者会議の開催が必要であると発注者が判断した工事』を対象とする。</p> <p><b>b. それぞれの役割</b></p> <p>発注者：事業目的、現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達            設計者：設計業務の成果品による設計思想・設計条件等の伝達            受注者：施工上の課題、仮設計画に関すること、新技術の提案等の説明</p> <p><b>c. 費用の負担</b></p> <p>受注者に対する費用：工事打合せに含まれるため、発注者の負担はなし            設計者に対する費用：発注者は、旅費交通費、会議への出席に要</p>	<p>(削除)</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>する費用について、設計者と業務委託契約（随意契約）を締結することを原則とする。</p> <p><u>d. 課題の解決に伴う作業の対応</u></p> <p>i) <u>発注者は、受注者と協議の上、課題の解決に向け、受注者に設計図書の訂正又は変更に必要な作業を実施させることができる。</u></p> <p>ii) <u>課題の原因が工事に関する設計業務等委託成果品のかしによる場合は、土木設計業務等委託契約書に基づき、かしの修補を設計者に行わせる。</u></p> <p>4. 適切な設計変更に向けて</p> <p><u>(1) 適切な設計変更の重要性</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>設計変更に関する基本事項を正しく理解することにより、契約内容の透明性向上や契約関係における責任の所在を明確にするとともに、適切かつ円滑な設計変更を行うことが、工事目的物の品質の確保、工期短縮などの生産性向上にとって必要である。</p> </div>	<p>(削除)</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(2) 設計変更の基本事項</p> <p>①設計変更が可能なケース</p> <p>a. <u>条件変更に基づく変更 (契約書第 18 条)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「図面、仕様書、質問回答書が一致しない場合」「設計図書に誤謬又は脱漏がある場合」「設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合」等の事実を受注者が発見したときは、発注者に確認を請求し、発注者は、調査により必要があると認められるときは、設計変更を行わなければならない。</p> </div> <p>1) 具体的な事例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>7) 図面、仕様書、契約数量表、質問回答書が一致しない場合 (第 1 項(1))</p> <p>i) 図面と契約数量表の記載において、材料の規格が一致しない。 等</p> <p>4) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 (第 1 項(2))</p> <p>i) 図面により同一部分の舗装構成が異なっている。</p> <p>ii) 使用する部材に関して、明示する必要がある品質が明示されていない。</p> <p>iii) 設計図書に条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質、地下水位、交通誘導員に関する一切の条件明示がない。 等</p> <p>7) 設計図書の表示が明確でない場合 (第 1 項(3))</p> <p>i) 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確であったことにより、施工方法等の変更が生じる。</p> <p>ii) 使用する材料に関して、明示する必要がある規格 (種類等) が明確に示されていない。 等</p> </div>	<p>(削除)</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>イ) 設計図書に示された条件と実際の工事現場が一致しない場合 (第 1 項(4))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 設計図書に明示された土質、岩盤線、地下水位と工事現場の土質、岩盤線、地下水位が一致せず、施工方法等の変更が必要である。</li> <li>ii) 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が、関係機関協議等により工事現場での必要人数等と一致しない。 <span style="float: right;">等</span></li> </ul> <p>オ) 予期することの出来ない特別な状態が生じた場合 (第 1 項(5))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になる。</li> <li>ii) 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となる。 <span style="float: right;">等</span></li> </ul> </div>	<p>(削除)</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; text-align: center;"> <b>受注者</b> </div> <div style="width: 45%; padding: 5px; text-align: center;"> <b>発注者</b> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     直ちに発注者に通知し、確認を請求(契約書第18条第1項)                 </div> <div style="text-align: center;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     請求内容を確認するため、調査の実施を決定(契約書第18条第2項)                 </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     発注者、受注者立会いの上、調査を実施(契約書第18条第2項)                 </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     受注者の意見を聴いた上で結果をとりまとめ、受注者に通知(契約書第18条第3項)                 </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     変更内容・変更根拠の明確化、変更図面、変更数量計算書等の 変更設計図書の基礎資料の作成                 </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">                     必要がある場合、発注者が設計図書の訂正又は変更(契約書第18条第4項)                 </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     工期、請負代金額を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して決定(契約書第23条、24条)                 </div> </div>	(削除)
<p>b. <u>発注者が変更の必要があると認めて行う変更 (契約書第 19 条)</u></p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;">                 工事の施工途中において、発注当初の判断・意思を変更せざるを得ない事態が生じた場合、発注者は、必要があると認めるときは設計変更を行わなければならない。             </div> <p>1) 具体的な事例</p>	

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 当該工事と一体的に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する。</li> <li>ii) 施設の維持管理方法が具体化し、施工内容を変更する。</li> <li>iii) 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。</li> <li>iv) 関係者協議等により、安全対策工の実施が必要と判断し、追加する。</li> <li>v) 当初の設計図書で指定していた建設副産物の処分先を変更する。</li> <li>vi) 新たな支障物件の確認に伴い、工事目的物の構造や配置を変更する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> </div> <p>2) 設計変更の流れ</p> <p>図4. 2 発注者が変更の必要があると認めて行う変更の手続き</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; background-color: #cccccc; text-align: center; vertical-align: middle;"><b>受注者</b></td> <td style="width: 70%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>発注者</b>                      設計図書の変更の必要があると判断(契約書第19条)                 </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     発注者が設計図書の変更を行い、受注者にその内容を通知(契約書第19条)                 </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     工期、請負代金額を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して決定(契約書第23条、24条)                 </div> </td> </tr> </table> </div>	<b>受注者</b>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>発注者</b>                      設計図書の変更の必要があると判断(契約書第19条)                 </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     発注者が設計図書の変更を行い、受注者にその内容を通知(契約書第19条)                 </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     工期、請負代金額を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して決定(契約書第23条、24条)                 </div>	<p>(削除)</p>
<b>受注者</b>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>発注者</b>                      設計図書の変更の必要があると判断(契約書第19条)                 </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     発注者が設計図書の変更を行い、受注者にその内容を通知(契約書第19条)                 </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     工期、請負代金額を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して決定(契約書第23条、24条)                 </div>		



## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p style="margin-left: 20px;">c. <u>工事の一時中止に基づく変更（契約書第 20 条）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められる場合、発注者は、工事の一時中止を通知し、必要があると認めるときは設計変更を行わなければならない。</p> </div> <p>1) 具体的な事例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 受注者の責に帰すことができない地元調整等の予見できない事態が発生し、工事の続行が適当でない又は不可能と見込まれる。</li> <li>ii) 埋蔵文化財の調査・発掘の遅延及び新たな埋蔵文化財の発見により、工事の続行が適当でない又は不可能と見込まれる。</li> <li>iii) 関連する他の工事の進捗状況により工事の続行が適当でない又は不可能と見込まれる。</li> <li>iv) 環境問題等の発生により工事の続行が適当でない又は不可能と見込まれる。</li> <li>v) 公安委員会等の管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された。</li> </ul> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">等</p> </div>	<p style="color: red; margin-left: 20px;">(削除)</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)																												
<p>2) 設計変更の流れ</p> <p style="text-align: center;">図 4. 3 工事の一時中止に係る変更の手続き</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">受注者</th> <th style="width: 50%; text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">発注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">工事施工不可等の工事の一時中止要因の発見 (契約書第20条第1.2項)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書の提出(共通仕様書1-1-13)</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">工事の一時中止の通知 (契約書第20条第1項)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">←</td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">基本計画書の承諾</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">工事の一時中止、基本計画書に基づく現場管理の実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">工事再開</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">工事再開の通知</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">↓</td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">工事請負代金・工期変更の請求</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">工事請負代金・工期の変更 (契約書第20条第3項)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">←</td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">工期、請負代金額を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して決定(契約書第23条、24条)</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>3) 一時中止の期間について</p> <p>ア) 一時中止期間は、発注者が一時中止を指示したときから、工事の再開を指示した時までとする。</p> <p>イ) 一時中止を行う場合は、特記仕様書に定める場合を除いて、原則、工期の 1/2、かつ 90 日以内とする。</p> <p>ウ) 一時中止期間の設定にあたっては、契約工期、予算措置等を勘案の上、決定する。</p>	受注者	発注者	工事施工不可等の工事の一時中止要因の発見 (契約書第20条第1.2項)			↓	中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書の提出(共通仕様書1-1-13)	工事の一時中止の通知 (契約書第20条第1項)	←	↓		基本計画書の承諾		↓	工事の一時中止、基本計画書に基づく現場管理の実施			↓	工事再開	工事再開の通知	↓	↓	工事請負代金・工期変更の請求	工事請負代金・工期の変更 (契約書第20条第3項)	←	↓	工期、請負代金額を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して決定(契約書第23条、24条)		<p>(削除)</p>
受注者	発注者																												
工事施工不可等の工事の一時中止要因の発見 (契約書第20条第1.2項)																													
	↓																												
中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書の提出(共通仕様書1-1-13)	工事の一時中止の通知 (契約書第20条第1項)																												
←	↓																												
	基本計画書の承諾																												
	↓																												
工事の一時中止、基本計画書に基づく現場管理の実施																													
	↓																												
工事再開	工事再開の通知																												
↓	↓																												
工事請負代金・工期変更の請求	工事請負代金・工期の変更 (契約書第20条第3項)																												
←	↓																												
工期、請負代金額を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して決定(契約書第23条、24条)																													

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>4) 一時中止に伴う基本計画書の作成</p> <p>ア) <u>受注者は、一時中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得ること。</u></p> <p>イ) 測量等の準備期間中であっても、現場の維持管理が必要である場合は、基本計画書を提出し、承諾を得ること。</p> <p>ウ) <u>基本計画書には、以下の内容を記載すること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">i) 一時中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること</p> <p style="margin-left: 20px;">ii) 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること</p> <p style="margin-left: 20px;">iii) 工事現場の維持・管理に関する基本的事項</p> <p style="margin-left: 20px;">iv) 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属する旨を明らかにすること</p> <p style="margin-left: 40px;">※受注者は、上記の i) から iv) に該当する内容が認められない場合、発注者との協議を行うこと。その場合、発注者は、協議により基本計画書の提出を免除することができる。</p> <p>エ) 基本計画書に記載すべき内容については、以下の点に注意すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">i) 実施後に写真等により、<u>現認できる内容を記載すること</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ii) 工事再開通知後、速やかな再開が実現するよう、<u>体制の縮小については必要最小限とすること</u></p> <p>5) 工事の一時中止に伴う増加費用について</p> <p>ア) 受注者は、承諾された基本計画書をうけ、増加費用を請求することができる。</p> <p>イ) 発注者は、増加費用として積算する範囲は以下のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>I. 工事現場の維持に要する費用</u></p> <p style="margin-left: 40px;">i) <u>保安施設、保安要員の費用</u></p>	<p>(削除)</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>ii) 一時中止期間中において工事現場を維持するために必要な機械器具等の費用 <u>(ただし、速やかな再開に向け、使用せず単に現場内に存置させる機械器具等の費用は対象としない)</u></p> <p><u>II. 工事体制の縮小に要する費用</u></p> <p>i) 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小することに伴い、<u>不要となる機械器具等 (速やかな再開に向け、現場内に存置させるものを除く。)</u> の現場外への配置転換に要する費用等</p> <p><u>III. 工事の再開準備に要する費用</u></p> <p>i) 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具等の転入に要する費用等</p> <p>り) 契約後、準備工着手前に一時中止をした場合、受注者は、一時中止に伴う増加費用は請求できない。</p> <p>6) 技術者の専任等について</p> <p>ア) 基本計画書において、現場代理人の常駐を必要としないことを発注者が承諾した場合は、<u>当該中止期間に限り常駐を要しない。</u></p> <p>イ) <u>主任技術者及び監理技術者に関しては、一時中止期間中は専任を要しない。</u></p>	<p>(削除)</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>②設計変更が不可能なケース</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">受注者が任意で施工する内容の変更は、原則として、設計変更の対象とはならない。</p> </div> <p>1) 具体的な事例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>i) 設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める仮設、施工方法等の工事目的物を完成させるための手段に関する変更</p> <p style="margin-left: 20px;">Ex.1 河川工事における仮締切工の規模の拡大</p> <p style="margin-left: 20px;">Ex.2 橋梁架設におけるクレーン規格の変更</p> <p>ii) 設計変更の対象としての承諾等を受けず、受注者が設計図書に示す材料、規格、仕様等の基準以上の施工を行った場合</p> <p style="margin-left: 20px;">Ex.1 基礎工において、砕石の代わりにコンクリートを使用</p> <p style="margin-left: 20px;">Ex.2 コンクリート強度 18KN/m<sup>2</sup>以上の基準に対して、21KN/m<sup>2</sup>を使用</p> <p>iii) 発注者と協議を行わない、又は発注者と協議中の時点で、設計図書に明示のない事項に関して、受注者が独自に判断して施工を実施した場合</p> <p style="margin-left: 20px;">Ex.1 受注者が護岸工事のすり付け工の増工を独自に判断し、実施した場合</p> <p style="margin-left: 20px;">Ex.2 岩種判定を行わずに、掘削を行った場合の土質変更</p> <p>iv) 発注者と協議を行わず、契約内容（数量、寸法等）を超える施工を行った場合の出来高に合わせた変更</p> <p style="margin-left: 20px;">Ex.1 余堀りによる出来高増加に対する変更</p> <p style="margin-left: 20px;">Ex.2 受注者の都合による交通誘導員、賃料などの経費増加に対する変更</p> <p>v) 指示書によらない事項（口答のみの指示・協議等）の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">（ただし、緊急やむを得ない場合を除く）</p> </div>	

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(3) 設計変更の手続きにおける留意点</p> <p>①設計図書の変更手続きについて</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>i) 設計変更は、発注者の意志又は受注者からの申し出により行い、原則として、「契約変更」を行う。</p> <p>ii) 設計変更を必要とするものの、速やかな工事着手を要する場合は、契約担当者が「指示書」を受注者に交付する。</p> <p>iii) 指示書が交付された場合、受注者は速やかに指示控の受領者名欄に記名・押印の上、指示控を提出し、その後、必要に応じて、速やかな設計変更を行う。</p> <p>iv) ごく軽微な工事内容の変更を行う場合は、監督員の口答による指示により、工事着手することも可能とし、その後、指示書の交付および必要に応じて設計変更を行う。</p> </div> <p>②工期・請負代金額の変更</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>現場条件の変更等に伴う設計図書の訂正又は変更、若しくは工事の一時中止により、設計変更が行われた場合、契約書に基づき、工期、請負代金の変更を行う。</p> </div> <p>a. 工期を変更する場合</p> <p>i) <u>受注者は、工期変更が必要と考えられる場合、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付した工期変更の協議書を発注者へ提出し、協議を行うこと。</u></p>	<p>(削除)</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>b. 請負代金額を変更する場合</p> <p>i) 発注者は、4 (2) ①による設計変更を行った場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p>ii) 請負代金額の変更については、契約書に基づき定める。</p>	<p>(削除)</p>

# 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
(追加)	<p style="text-align: center;"><b>「土木工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」</b></p> <p><b>1. 目的</b> 土木工事請負契約における設計変更等に関し、発注者と受注者の認識の一致を図り、土木請負工事を円滑に進めることを目的として、本ガイドラインを制定した。</p> <p><b>2. ガイドラインの構成</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>I. 設計変更ガイドライン(案)</li><li>II. 工事一時中止に係るガイドライン(案)</li><li>III. 設計図書の照査ガイドライン(案)</li><li>IV. 受発注者間のコミュニケーション</li></ul> <p><b>3. 適用年月日</b> 平成29年7月1日以降に契約する県土整備部が発注する土木請負工事</p> <p>なお、本ガイドラインの本文及び様式等のデータは、以下のURLに掲載している。</p> <p>「土木工事請負契約におけるガイドライン（総合版）」 <a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/henko_guidelines.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/henko_guidelines.html</a></p> <p style="text-align: right;">38</p> <p style="text-align: center;">38-1</p>



# 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
(追加)	

# 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
(追加)	<p data-bbox="1294 580 1749 671">土木工事請負契約における ガイドライン(総合版)</p> <p data-bbox="1406 1134 1637 1171">平成 29 年 7 月</p> <p data-bbox="1384 1209 1659 1246">兵庫県 県土整備部</p> <p data-bbox="1861 1134 1924 1190">38</p> <p data-bbox="1503 1337 1547 1353">38-3</p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
(追加)	<p data-bbox="1518 427 1585 464">目次</p> <ul data-bbox="1249 592 1693 943" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1249 592 1576 624">Ⅰ 設計変更ガイドライン (案)</li><li data-bbox="1249 699 1693 730">Ⅱ 工事一時中止に係るガイドライン (案)</li><li data-bbox="1249 805 1648 837">Ⅲ 設計図書の照査ガイドライン (案)</li><li data-bbox="1249 912 1637 944">Ⅳ 受発注者間のコミュニケーション</li></ul> <div data-bbox="1211 1091 1883 1129" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">本ガイドラインは、兵庫県県土整備部が発注する土木請負工事を対象とします。</div> <p data-bbox="1532 1406 1576 1422" style="text-align: center;">38-4</p>

# 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
(追加)	<p data-bbox="1272 560 1771 600">I 設計変更ガイドライン(案)</p> <p data-bbox="1442 1091 1615 1118">平成 29 年 7 月</p> <p data-bbox="1384 1163 1653 1197">兵庫県 県土整備部</p> <p data-bbox="1854 1104 1921 1166">38</p> <p data-bbox="1503 1310 1547 1329">38-5</p>

# 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<p style="text-align: right;"><u>兵庫県土木整備部 設計変更ガイドライン(案)</u></p> <p>(改定履歴)</p> <p style="text-align: center;"><u>38-6</u></p>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)																																																																																				
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県土木整備部 設計変更ガイドライン(案)</small> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <h3>目次</h3> </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1</td><td>設計図書に対する正しい理解に向けて</td><td style="text-align: right;">8</td></tr> <tr><td>1-1</td><td>設計図書に対する正しい理解の必要性</td><td style="text-align: right;">8</td></tr> <tr><td>1-2</td><td>設計図書の基本事項</td><td style="text-align: right;">8</td></tr> <tr><td>2</td><td>適切な設計変更に向けて</td><td style="text-align: right;">12</td></tr> <tr><td>2-1</td><td>土木請負工事の特性</td><td style="text-align: right;">12</td></tr> <tr><td>2-2</td><td>発注者・受注者の留意事項</td><td style="text-align: right;">12</td></tr> <tr><td>2-3</td><td>適切な設計変更の重要性</td><td style="text-align: right;">12</td></tr> <tr><td>3</td><td>設計変更手続き(契約書第18条関係)</td><td style="text-align: right;">13</td></tr> <tr><td>3-1</td><td>設計変更手続きフロー</td><td style="text-align: right;">13</td></tr> <tr><td>3-2</td><td>設計変更手続きにおける留意点</td><td style="text-align: right;">14</td></tr> <tr><td>4</td><td>設計変更が不可能なケース</td><td style="text-align: right;">15</td></tr> <tr><td>5</td><td>設計変更が可能なケース</td><td style="text-align: right;">16</td></tr> <tr><td>5-1</td><td>設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き</td><td style="text-align: right;">17</td></tr> <tr><td>5-2</td><td>設計図書の表示が明確でない場合の手続き</td><td style="text-align: right;">18</td></tr> <tr><td>5-3</td><td>設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き</td><td style="text-align: right;">19</td></tr> <tr><td>5-4</td><td>工事中止の場合の手続き</td><td style="text-align: right;">20</td></tr> <tr><td>5-5</td><td>受注者からの請求による工期の延長</td><td style="text-align: right;">21</td></tr> <tr><td>5-6</td><td>「設計図書の照査」の範囲をこえるもの</td><td style="text-align: right;">22</td></tr> <tr><td>6</td><td>条件明示について</td><td style="text-align: right;">23</td></tr> <tr><td>7</td><td>設計変更事例</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> <tr><td>7-1</td><td>工事目的物の形状・寸法や仕様の変更</td><td style="text-align: right;">25</td></tr> <tr><td>7-2</td><td>工事目的物の追加</td><td style="text-align: right;">26</td></tr> <tr><td>7-3</td><td>施工数量の増減</td><td style="text-align: right;">27</td></tr> <tr><td>7-4</td><td>施工方法等(施工場所、施工時期、工法)の変更</td><td style="text-align: right;">28</td></tr> <tr><td>7-5</td><td>工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更</td><td style="text-align: right;">31</td></tr> <tr><td>8</td><td>その他</td><td style="text-align: right;">33</td></tr> <tr><td>8-1</td><td>兵庫県建設工事請負契約書(平成29年3月時点)</td><td style="text-align: right;">33</td></tr> <tr><td>8-2</td><td>土木工事共通仕様書(平成29年3月時点)</td><td style="text-align: right;">36</td></tr> </table>	1	設計図書に対する正しい理解に向けて	8	1-1	設計図書に対する正しい理解の必要性	8	1-2	設計図書の基本事項	8	2	適切な設計変更に向けて	12	2-1	土木請負工事の特性	12	2-2	発注者・受注者の留意事項	12	2-3	適切な設計変更の重要性	12	3	設計変更手続き(契約書第18条関係)	13	3-1	設計変更手続きフロー	13	3-2	設計変更手続きにおける留意点	14	4	設計変更が不可能なケース	15	5	設計変更が可能なケース	16	5-1	設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き	17	5-2	設計図書の表示が明確でない場合の手続き	18	5-3	設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き	19	5-4	工事中止の場合の手続き	20	5-5	受注者からの請求による工期の延長	21	5-6	「設計図書の照査」の範囲をこえるもの	22	6	条件明示について	23	7	設計変更事例	25	7-1	工事目的物の形状・寸法や仕様の変更	25	7-2	工事目的物の追加	26	7-3	施工数量の増減	27	7-4	施工方法等(施工場所、施工時期、工法)の変更	28	7-5	工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更	31	8	その他	33	8-1	兵庫県建設工事請負契約書(平成29年3月時点)	33	8-2	土木工事共通仕様書(平成29年3月時点)	36
1	設計図書に対する正しい理解に向けて	8																																																																																			
1-1	設計図書に対する正しい理解の必要性	8																																																																																			
1-2	設計図書の基本事項	8																																																																																			
2	適切な設計変更に向けて	12																																																																																			
2-1	土木請負工事の特性	12																																																																																			
2-2	発注者・受注者の留意事項	12																																																																																			
2-3	適切な設計変更の重要性	12																																																																																			
3	設計変更手続き(契約書第18条関係)	13																																																																																			
3-1	設計変更手続きフロー	13																																																																																			
3-2	設計変更手続きにおける留意点	14																																																																																			
4	設計変更が不可能なケース	15																																																																																			
5	設計変更が可能なケース	16																																																																																			
5-1	設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き	17																																																																																			
5-2	設計図書の表示が明確でない場合の手続き	18																																																																																			
5-3	設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き	19																																																																																			
5-4	工事中止の場合の手続き	20																																																																																			
5-5	受注者からの請求による工期の延長	21																																																																																			
5-6	「設計図書の照査」の範囲をこえるもの	22																																																																																			
6	条件明示について	23																																																																																			
7	設計変更事例	25																																																																																			
7-1	工事目的物の形状・寸法や仕様の変更	25																																																																																			
7-2	工事目的物の追加	26																																																																																			
7-3	施工数量の増減	27																																																																																			
7-4	施工方法等(施工場所、施工時期、工法)の変更	28																																																																																			
7-5	工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更	31																																																																																			
8	その他	33																																																																																			
8-1	兵庫県建設工事請負契約書(平成29年3月時点)	33																																																																																			
8-2	土木工事共通仕様書(平成29年3月時点)	36																																																																																			
	<hr/> <small>38-7</small>																																																																																				

# 土木工事請負必携 新旧対照表

## 県 現行請負必携 (H26)

(追加)

## 県 新請負必携 (H29)

兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)

### 1 設計図書に対する正しい理解に向けて

#### 1-1 設計図書に対する正しい理解の必要性

請負工事の施工は設計図書に基づき実施されるため、受注者は、工事目的物及び契約条件を示す設計図書を正しく理解することが必要である。

#### 1-2 設計図書の基本事項

##### (1) 設計図書と見積参考図書の構成

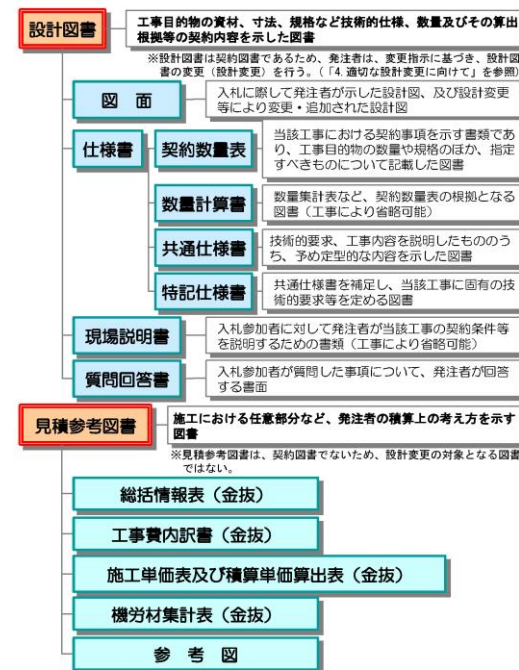


図 1.1 設計図書と見積参考図書の構成

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)</small> </div> <p>(2) 「任意」、「指定」の正しい運用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>指定」と「任意」については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 任意については、<u>その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。</u></li> <li>2. 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても<u>原則として設計変更の対象としない。</u></li> <li>3. ただし、指定・任意ともに<u>当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。</u></li> </ol> </div> <p>【留意事項】</p> <p>指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、<u>指定と任意の部分を明確にする必要がある。</u></li> <li>2) 発注者（監督者）は、<u>任意の趣旨を踏まえ、適切な対応</u>をするように注意が必要。</li> </ol> <p style="margin-left: 20px;">※任意における下記のような対応は不適切</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。</li> <li>・標準歩掛かりではバツグンで施工となっているので、「<u>ワイルド</u>での施工は不可」との対応。</li> <li>・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;"><u>ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。</u></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>◎発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲</p> <p>■自主施工の原則</p> <p>契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていない場合は、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>【契約書第1条第3項】</p> <p>仮設、施工方法その他の工事事務物を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。</p> </div> </div>



## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)																		
(追加)	<div style="text-align: right; font-size: small; margin-bottom: 5px;">兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">表 1.1 「指定」「任意」の取扱いの違い</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%; text-align: center;">指 定</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">任 意</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">設計図書での記載</td> <td>施工方法等について具体的に指定する ⇒<u>契約条件となる</u></td> <td>施工方法等について、具体的には示さない ⇒<u>契約条件とはならない</u> ※参考に標準工法を示す場合がある</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設計変更時</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">    仮設、施工方法を     変更する場合の手順</td> <td>発注者の指示または承諾が<u>必要</u></td> <td>受注者の任意により変更可能 ただし、変更施工計画書の修正、提出が必要</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">    仮設、施工方法の変更     による設計変更の対応</td> <td>設計変更の<u>対象とする</u></td> <td>設計変更の<u>対象としない</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">    現地条件の変更     による設計変更の対応</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">設計変更の<u>対象とする</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;指定仮設とすべき事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合</li> <li>・仮設構造物を一般交通に供する場合</li> <li>・関係官公署との協議により制約条件のある場合</li> <li>・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合</li> <li>・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設</li> </ul> <p>(3)見積時の設計図書等に関する疑義への対応</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 入札参加者は、見積時に設計図書等について疑義が生じた場合、発注者に質問書を提出しなければならない。</li> <li>2. 発注者は、質問書に対する質問回答書を作成し、入札参加者全員の閲覧を可能とする。</li> <li>3. 質問書及び質問回答書は設計図書の一部となる。</li> </ol> </div>		指 定	任 意	設計図書での記載	施工方法等について具体的に指定する ⇒ <u>契約条件となる</u>	施工方法等について、具体的には示さない ⇒ <u>契約条件とはならない</u> ※参考に標準工法を示す場合がある	設計変更時			仮設、施工方法を 変更する場合の手順	発注者の指示または承諾が <u>必要</u>	受注者の任意により変更可能 ただし、変更施工計画書の修正、提出が必要	仮設、施工方法の変更 による設計変更の対応	設計変更の <u>対象とする</u>	設計変更の <u>対象としない</u>	現地条件の変更 による設計変更の対応	設計変更の <u>対象とする</u>	
	指 定	任 意																	
設計図書での記載	施工方法等について具体的に指定する ⇒ <u>契約条件となる</u>	施工方法等について、具体的には示さない ⇒ <u>契約条件とはならない</u> ※参考に標準工法を示す場合がある																	
設計変更時																			
仮設、施工方法を 変更する場合の手順	発注者の指示または承諾が <u>必要</u>	受注者の任意により変更可能 ただし、変更施工計画書の修正、提出が必要																	
仮設、施工方法の変更 による設計変更の対応	設計変更の <u>対象とする</u>	設計変更の <u>対象としない</u>																	
現地条件の変更 による設計変更の対応	設計変更の <u>対象とする</u>																		

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)</small> </div> <p>(4) 契約後の設計図書の照査（契約書第 18 条、共通仕様書 1-1-1-3）</p> <p>1) 設計図書の照査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) <u>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により下記(i)～(d)に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、その結果を監督員に書面により提出すること。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。</li> <li>(ii) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。</li> <li>(iii) 設計図書の表示が明確でないこと。</li> <li>(iv) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。</li> <li>(v) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</li> </ul> </li> <li>ii) <u>受注者は、共通仕様書に定めるほか、特記仕様書に明記された照査の留意点等を十分理解した上で、設計図書の照査を行うこと。</u></li> <li>iii) 発注者は、照査により、受注者から設計図書に関しての疑義について確認の請求があった場合は、直ちに疑義に関しての調査を行う。</li> <li>iv) <u>受注者は、発注者から更に詳細な説明等を求められた場合はその指示に従うこと。</u></li> </ul> <p>2) 照査の結果に基づく設計図書への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) <u>発注者は、受注者と協議の上、受注者に設計図書の訂正又は変更に必要な作業を実施させることができる。</u></li> <li>ii) <u>設計図書に関しての疑義に関しての調査の結果、設計者に瑕疵がある場合は、土木設計業務等委託契約書に基づき、瑕疵の修補を設計者に請求することができる。このため、設計図書への反映を行うのに、期間を要する場合がある。</u></li> </ul>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県土整備部 設計変更ガイドライン(案)</small> </div> <hr style="border: 0.5px solid black; margin-bottom: 10px;"/> <p><b>2 適切な設計変更に向けて</b></p> <p><b>2-1 土木請負工事の特性</b></p> <p>土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。</p> <p>当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、<u>その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。</u></p> <p><b>2-2 発注者・受注者の留意事項</b></p> <p>(1) 発注者</p> <p>設計積算にあたって、特記仕様書において「<b>6 条件明示について</b>」を参考に条件明示するよう努めること。</p> <p style="margin-left: 20px;">※工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。</p> <p>(2) 受注者</p> <p>工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、<u>発注者と「協議」を進めることが重要である。</u></p> <p><b>2-3 適切な設計変更の重要性</b></p> <p>改正品確法の基本理念に「<u>請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結</u>」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。</p> <p>また、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合については、<u>現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものに限り、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。</u>この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。</p> <hr style="border: 0.5px solid black; margin-top: 10px;"/>

# 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)</small> </div> <h3 style="text-align: center;">3 設計変更手続き (契約書第 18 条関係)</h3> <h4 style="text-align: center;">3-1 設計変更手続きフロー</h4> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>下記に該当する事実を発見 【契約書第 18 条第 1 項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと</li> <li>② 設計図書に誤謬又は脱漏があること。</li> <li>③ 設計図書の表示が明確でないこと。</li> <li>④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。</li> <li>⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</li> </ul> </div> <pre> graph TD     Start[受注者] --&gt; Request[通知し確認を請求 【契約書第 18 条第 1 項】]     Request --&gt; Meeting[受注者：立会い 発注者：直ちに調査の実施 【契約書第 18 条第 2 項】]     Meeting --&gt; Opinion[意見 【契約書第 18 条第 3 項】]     Meeting --&gt; Acceptance[受理 【契約書第 18 条第 3 項】]     Opinion --&gt; Summary[調査結果のとりまとめ 調査結果の通知：原則 10 日以内 (とるべき措置の指示含む) 【契約書第 18 条第 3 項】]     Acceptance --&gt; Summary     Summary --&gt; Change[必要があると認められるときは 設計図書の訂正又は変更 【契約書第 18 条第 4 項】]     Change --&gt; Correction[設計図書の訂正 【契約書第 18 条第 4 項第 1 号】]     Change --&gt; Modification[設計図書の変更 【契約書第 18 条第 4 項第 2 号】]     Correction --&gt; Agreement[必要があると認められるときは 工期若しくは請負代金の変更 【契約書第 18 条第 5 項】]     Modification --&gt; Agreement     Agreement --&gt; Final[概算金額・延長必要日数 協議 【契約書第 23 条、24 条】]     </pre>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県土木整備部 設計変更ガイドライン(案)</small> </div> <p>3-2 設計変更手続きにおける留意点</p> <p>(1)設計図書の変更手続きについて</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設計変更は、発注者の意志又は受注者からの申し出により行い、原則として、「契約変更」を行う。</li> <li>2. 設計変更を必要とするものの、速やかな工事着手を要する場合は、契約当事者が「指示書」を受注者に交付する。</li> <li>3. 指示書が交付された場合、受注者は速やかに指示控の受領者名欄に記名・押印の上、指示控を提出し、その後、必要に応じて、速やかに設計変更を行う。</li> <li>4. ごく軽微な工事内容の変更を行う場合は、監督員の口答による指示により、工事着手することも可能とし、その後、指示書の交付および必要に応じて設計変更を行う。</li> </ol> </div> <p>(2)工期・請負代金額の変更</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>現場条件の変更等に伴う設計図書の訂正又は変更、若しくは工事の一時中止により、設計変更が行われた場合、契約書に基づき、工期、請負代金の変更を行う。</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 工期を変更する場合             <ol style="list-style-type: none"> <li>i) 受注者は、工期変更が必要と考えられる場合、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付した工期変更の協議書を発注者へ提出し、協議を行うこと。</li> </ol> </li> <li>2) 請負代金額を変更する場合             <ol style="list-style-type: none"> <li>i) 発注者は、『5 設計変更が可能なケース』による設計変更を行った場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</li> <li>ii) 請負代金額の変更については、契約書に基づき定める。</li> </ol> </li> </ol>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県土木整備部 設計変更ガイドライン(案)</small> </div> <h4 style="text-align: center;">4 設計変更が不可能なケース</h4> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>下記のような場合においては、原則として設計変更できない。(ただし、契約書第26条(臨機の措置)での対応の場合はこの限りではない。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 設計図書に条件明示のない事項において、<u>発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合</u></li> <li>2. 発注者と「協議」をしているが、<u>協議の回答がない時点で施工を実施した場合</u></li> <li>3. 「承諾」で施工した場合</li> <li>4. 契約書・土木工事共通仕様書に定められている<u>所定の手続きを経していない場合</u> (<u>契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-1-13～1-1-1-15</u>)</li> <li>5. <u>正式な書面によらない事項</u>(口頭のみ指示・協議等)の場合</li> <li>6. 総合評価落札方式により契約された業務において、技術提案により追加作業が生じた場合</li> </ol> </div> <p>また、受注者が任意で施工する内容の変更についても、原則として設計変更の対象とならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>i) 設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める仮設、施工方法等の工事目的物を完成させるための手段に関する変更 例) ア. 河川工事における仮締切工の規模の拡大 イ. 橋梁架設におけるクレーン規格の変更</li> <li>ii) 発注者の調査により必要があると認めなかったにもかかわらず、受注者が設計図書に示す材料、規格、仕様等の基準以上の施工を行った場合 例) ア. 基礎工において、砕石の代わりにコンクリートを使用 イ. レディミクストコンクリートの設計図書に示した高炉セメントの代わりに早強セメントを使用</li> <li>iii) 発注者と協議を行わず、契約内容(数量、寸法等)を超える施工を行った場合の出来高に合わせた変更 例) ア. 余堀りによる出来高増加に対する変更 イ. 受注者の都合による交通誘導員、賃料などの経費増加に対する変更</li> </ol>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p style="color: red;">(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)</small> </div> <hr style="border: 1px solid black; margin-bottom: 10px;"/> <p>5 設計変更が可能なケース</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>下記のような場合においては設計変更が可能である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず<u>当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。</u> (ただし、所定の手続きが必要。)</li> <li>2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。</li> <li>3. <u>所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。</u>（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）</li> <li>4. 受注者が行うべき「<u>設計図書の照査</u>」の範囲を超える作業を実施する場合。</li> <li>5. 受注者の責によらない工期の延期を行う場合で協議により必要があると認められるとき。</li> </ol> </div> <p>【留意事項】 設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>i) 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。</li> <li>ii) 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第 19 条に基づき書面で行う。(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)</li> <li>iii) 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。</li> </ol>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県土木整備部 設計変更ガイドライン(案)</small> </div> <p>5-1 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き  <small>(契約書第 18 条第 1 項第 2 号)</small></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが誤りである場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者は、自らの判断により施工を継続することなく、発注者に確認して、脱漏部分を修正の上施工すべきである。</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <pre> graph TD     A[「契約書第 18 条 (条件変更等) 第 1 項第 2 号」に基づき、その旨を直ちに監督員に通知] --&gt; B[「契約書第 18 条第 4 項及び第 5 項」に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更 (当初積算の考え方に基づく条件明示)]     B --&gt; C[受注者及び発注者は契約書第 23 条、第 24 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。]                     </pre> </div> <p>受注者及び発注者は契約書第 23 条、第 24 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合</li> <li>イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合</li> <li>ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合</li> </ul>



## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県土木整備部 設計変更ガイドライン(案)</small> </div> <p>5-2 設計図書の表示が明確でない場合の手続き  <small>(契約書第 18 条第 1 項第 3 号)</small></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>受注者は、設計図書の表示に不明確な点を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し、必要に応じ設計図書の訂正又は変更を行う。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <pre> graph TD     A[受注者] --&gt; B["「契約書第 18 条 (条件変更等) 第 1 項第 3 号」に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに監督員に通知"]     B --&gt; C["「契約書第 18 条第 4 項及び第 5 項」に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更 (当初積算の考え方に基づく条件明示)"]     C --&gt; D["受注者及び発注者は契約書第 23 条、第 24 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。"]                     </pre> </div> <p>受注者及び発注者は契約書第 23 条、第 24 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合</li> <li>イ. 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合</li> </ul>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; font-size: small; margin-bottom: 10px;">兵庫県土整備部 設計変更ガイドライン(案)</div> <p>5-3 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き</p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">(契約書第 18 条第 1 項第 4 号)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられる。</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 100px;">受注者</div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 100px;">発注者</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>「契約書第 18 条(条件変更等)第 1 項第 4 号」に基づき、設計図書の条件明示(当初積算の考え)と現地条件が一致しない旨を直ちに<u>監督員に通知</u></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>調査の結果、その事実が確認された場合、発注者は「契約書第 18 条第 4 項及び第 5 項」に基づき、必要に応じて設計図書の<u>訂正・変更</u></p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="font-size: 2em;">↓</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>受注者及び発注者は契約書第 23 条、第 24 条に基づき、「<u>協議</u>」により工期及び請負代金額を定める。</p> </div> </div> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合</li> <li>イ. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合</li> <li>ウ. 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合</li> <li>エ. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合</li> <li>オ. その他、新たな制約等が発生した場合</li> </ul>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県土整備部 設計変更ガイドライン(案)</small> </div> <p>5-4 工事中止の場合の手続き <span style="float: right;">(契約書第 20 条)</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き（「工事一時中止ガイドライン(案)」参照）</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">受注者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">発注者</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が工事を施工することができない</p> <p style="font-size: small;">受注者からの中止事案の確認請求も可</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-bottom: 10px;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>受注者は、土木工事共通仕様書 1-1-1-13 第 3 項に基づき、基本計画書を作成し、発注者の承諾を得る</p> <p>不承諾の場合は、基本計画書を修正し、再度承諾を得る</p> <p>基本計画書に基づいた施工の実施</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「契約書第 20 条（工事の中止）第 1 項」により、発注者は工事の全部又は一部の施工を原則として一時中止しなければならない</p> <p>一時中止を指示（契約上一時中止をかけることは発注者の義務）</p> <p>発注者は、現場管理上、最低限必要な施設・人数等を吟味し、基本計画書を承諾</p> <p>承諾した基本計画書に基づき、施工監督及び設計変更を実施</p> </div> </div> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合</li> <li>イ. 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合</li> <li>ウ. 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合</li> <li>エ. 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合</li> <li>オ. 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合</li> <li>カ. 予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合</li> <li>キ. 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合</li> <li>ク. 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合</li> <li>ケ. 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合</li> </ul>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; font-size: small; margin-bottom: 10px;">兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)</div> <p>5-5 受注者からの請求による工期の延長 <span style="float: right;">(契約書第 21 条)</span></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 100px;">受注者</div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 100px;">発注者</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>「契約書第 21 条（受注者の請求による工期の延長）第 1 項」に基づき、その理由を明示した書面により <u>監督員に通知</u></p> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>発注者は第 2 項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。請負代金についても必要と認められるときは変更を行う</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>受注者及び発注者は契約書第 23 条、第 24 条に基づき、「協議」により <u>工期及び請負代金額を定める。</u></p> </div> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合</li> <li>イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合</li> <li>ウ. その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合</li> </ul>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)</small> </div> <p>5-6 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの</p> <p>(1) 新たな計画の策定が伴う作業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 現地測量の結果に基づく、新たな横断計画図の作成</li> <li>ii) 構造物のタイプの変更に伴う修正設計 <span style="float: right;">等</span></li> </ul> <p>(2) 計画変更に伴い発生する付帯作業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 構造物の位置、計画高さ及び延長の変更に伴う、新たな構造計算の追加</li> <li>ii) 指定した目的物に対する構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の新たな構造計算や図面の作成</li> <li>iii) 指定した目的物の設計根拠まで遡る見直し <span style="float: right;">等</span></li> </ul> <p>(3) 工事事務の建設とは関連のない作業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 指定した目的物に対する「設計要領」「各種示方書」等との対比設計 <span style="float: right;">等</span></li> </ul>
	<hr style="border: 1px solid black; width: 80%; margin: 0 auto;"/> <p style="font-size: small; margin: 0;">38 - 22</p>

# 土木工事請負必携 新旧対照表

## 県 現行請負必携 (H26)

## 県 新請負必携 (H29)

(追加)

兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)

### 6 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

明示項目	明 示 事 項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。</li> <li>施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。</li> <li>当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。</li> <li>国、市町、関係機関等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。</li> <li>余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。</li> <li>工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。 又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。</li> <li>設計工程上見込んでいる休日日数等作業不可能日数。</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。</li> <li>工事用地等の使用終了後における復旧内容。</li> <li>工事用仮設道路・資機材置き場を指定して借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。</li> <li>施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして公共用地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。</li> </ol>
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。</li> <li>水質・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。</li> <li>濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。</li> <li>工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。</li> </ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。</li> <li>鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限のある場合は、その内容。</li> <li>落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。</li> <li>交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。</li> <li>有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。</li> </ol>
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>一般道路を搬入路として使用する場合。 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、時期、時間帯等。 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。</li> <li>仮設道路を設置する場合。 (1) 仮設道路に関する安全施設が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮設道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮設道路の維持補修が必要である場合は、その内容</li> </ol>
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。</li> <li>仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及び施工方法。</li> <li>仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。</li> </ol>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)										
(追加)	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">明示項目</th> <th style="text-align: center;">明 示 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">建設副産物関係</td> <td>                     1. 建設発生土を工事間流用する場合は、残土の受入場所又は仮置き場所、受入工事名、受入時間等の処分及び保管条件。                      2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。                      3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法。                      なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、受入施設名、及び受入時間等の処分条件。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事支障物件等</td> <td>                     1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。                      2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">薬液注入関係</td> <td>                     1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。                      2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他</td> <td>                     1. 資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。                      2. 工場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引渡場所等。                      3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。                      4. 国、市町、関係機関等との近接協議に係る条件等その内容。                      5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。                      6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。                      7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。                      8. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。                 </td> </tr> </tbody> </table>	明示項目	明 示 事 項	建設副産物関係	1. 建設発生土を工事間流用する場合は、残土の受入場所又は仮置き場所、受入工事名、受入時間等の処分及び保管条件。 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、受入施設名、及び受入時間等の処分条件。	工事支障物件等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	その他	1. 資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 2. 工場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引渡場所等。 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 4. 国、市町、関係機関等との近接協議に係る条件等その内容。 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 8. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。
明示項目	明 示 事 項										
建設副産物関係	1. 建設発生土を工事間流用する場合は、残土の受入場所又は仮置き場所、受入工事名、受入時間等の処分及び保管条件。 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、受入施設名、及び受入時間等の処分条件。										
工事支障物件等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。										
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。										
その他	1. 資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 2. 工場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引渡場所等。 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 4. 国、市町、関係機関等との近接協議に係る条件等その内容。 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 7. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 8. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。										

# 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

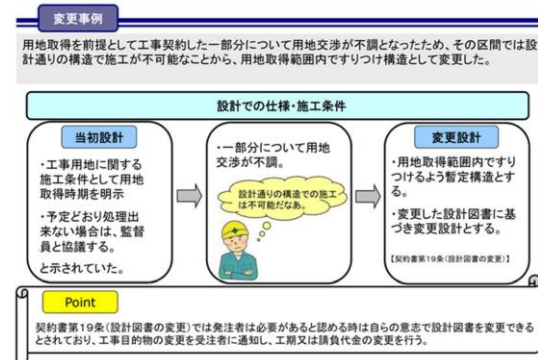
(追加)

兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)

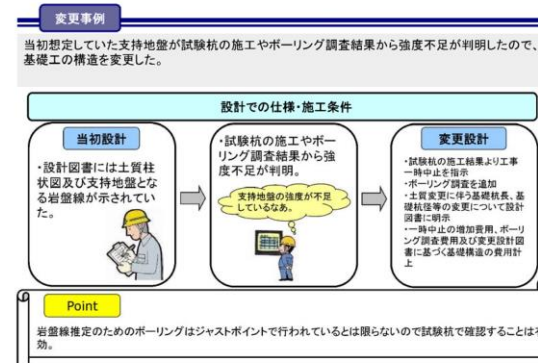
## 7 設計変更事例

### 7-1 工事事目的物の形状・寸法や仕様の変更

#### ①事例 1



#### ②事例 2





# 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

(追加)

兵庫県土木整備部 設計変更ガイドライン(案)

## 7-2 工事目的物の追加

### 変更事例

埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り直し工事を追加した。

### 設計での仕様・施工条件

#### 当初設計

・既設管は、設計図書には示されておらず、その対処方法については監督員が別途指示すると示されていた。

・埋設管が工事の支障となる。



#### 変更設計

・既設埋設管を一部撤去し、新規に切り回しする埋設管の位置、規格、数量等を設計図書に明示。  
・既設埋設管の一部撤去費用と新規切り直し埋設管の敷設費用を計上。

#### Point

工事に影響する可能性が大きい特記仕様書又は図面には「存在」を記しておき、設計変更の対象とする可能性を示唆しておき、施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し、その確認を請求すること。【契約書第18条(条件変更等)】

# 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

(追加)

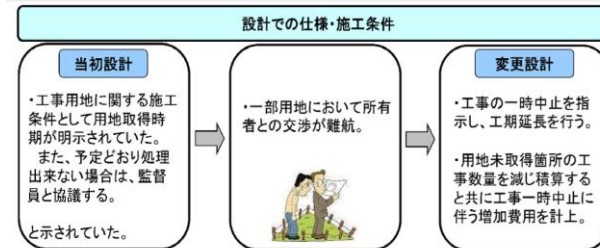
兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)

## 7-3 施工数量の増減

①事例 1

### 変更事例

一部用地において所有者との交渉が難航して、契約期限内に工事が完成出来ない見通しとなり、当該施工箇所の一部工事を取りやめた。



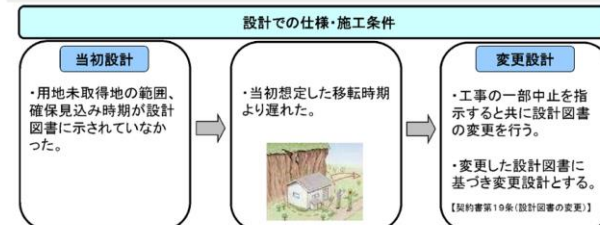
### Point

やむを得ず工事を一部一時中止しなければならない場合は、数量増減に伴う設計図書の変更を行う。【契約書第19条(設計図書の変更)】

②事例 2

### 変更事例

工事施工箇所に家屋移転補償済みの家屋があるが、当初想定していた時期より移転が遅れたため当該施工箇所の一部工事を取りやめた。



### Point

用地の確保時期は施工計画に影響を与えるため、移転未了の見込み時期等も明示しておく必要がある。

# 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

(追加)

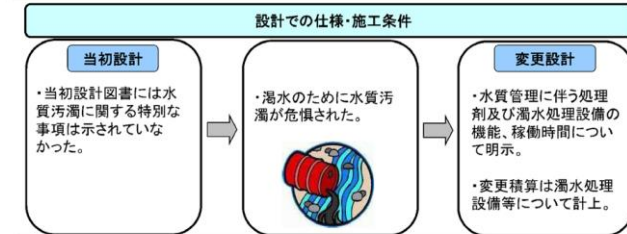
兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)

## 7-4 施工方法等（施工場所、施工時期、工法）の変更

①事例 1

### 変更事例

排水基準を満足する水質で排水したところ、濁水のために水質汚濁が危惧されたため、濁水処理設備を追加した。



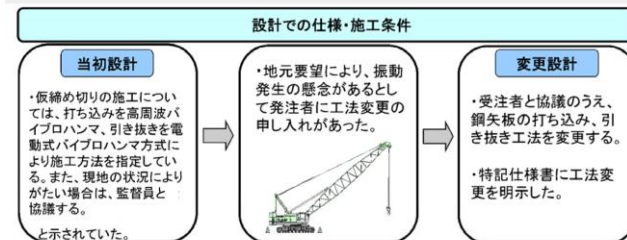
### Point

本来ならば、濁水処理設備の必要性の有無も含めて受注者が自主的に施工する範囲であるが、濁水という状況下においてその必要性が認められたもの。

②事例 2

### 変更事例

地元要望により、振動発生の懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあり、工法変更をした。



### Point

契約時点では、最も合理的な工法として指定したものであるが、地元から要望を寄せられた時点で、発注者は昔情内容を調査し、「周辺住民に振動による悪影響を及ぼさない施工方法を採用すること」という施工の制約を変更特記仕様書に示し、設計変更の対象とする必要がある。

# 土木工事請負必携 新旧対照表

## 県 現行請負必携 (H26)

(追加)

## 県 新請負必携 (H29)

兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)

### ③事例 3

#### 変更事例

工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、砕石による補修だけでは解決しないため敷鉄板の敷設を追加した。

#### 設計での仕様・施工条件



#### Point

施工手段や仮設は本来任意であるが、重要な仮設物や特別に地元と約束がある場合などの仮設については指定仮設として設計図書に示す事になる。この場合、地元要望に基づき施工条件の変更となったため設計変更の対象とする。

### ④事例 4

#### 変更事例

現道切り直し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。これにより、昼間とは別に夜間作業に伴う交通整理員の配置が必要となった。



#### 設計での仕様・施工条件



#### Point

当初の特記仕様書では作業が昼間を前提としており、交通整理員の配置も昼間のみであった。しかし、警察協議により夜間作業に条件変更となったため設計変更の対象とする。

# 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<p style="text-align: right;">兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)</p> <p>⑤事例 5</p> <p><b>変更事例</b></p> <p>当初見込んだ道路使用が許可されず、クレーン及び仮設プラントの設置用に仮橋を設けることとした。</p> <p style="text-align: center;"><b>設計での仕様・施工条件</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p><b>当初設計</b></p> <p>・当初の特記仕様書では仮設備の設置方法についての指定が示されており、設置箇所は車道の1車線規制が可能である旨の施工条件が示されていた。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p>・当初見込んだ道路使用が許可されなかった。</p>  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p><b>変更設計</b></p> <p>・施工ヤードとして仮橋工を設計図書に明示し、変更設計図書に従い仮橋工を計上。</p> </div> </div> <p><b>Point</b></p> <p>道路使用が許可されず施工ヤードを変更せざるを得なかった。条件明示に先だって、道路使用が可能であるか事前の調査・検討が必要であった。</p> <p>⑥事例 6</p> <p><b>変更事例</b></p> <p>当初設計では、掘削にあたり水替えポンプを想定していたが、予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。</p> <p style="text-align: center;"><b>設計での仕様・施工条件</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p><b>当初設計</b></p> <p>・当初設計図書には水替えポンプの規模と数量が示されていた。Φ○○×台数を想定しているが、これによりがたい場合は、監督員と協議と示された。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <p>・予想以上に湧水が多く、ウェルポイント工法を追加した。</p>  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p><b>変更設計</b></p> <p>・ウェルポイントの追加に伴って水替工のポンプ台数を減じて積算。 ・ウェルポイント工法の費用を計上。</p> </div> </div> <p><b>Point</b></p> <p>一般に工事の施工条件は、たとえ常識的な範囲であっても、具体的な数値等を設計図書に明示しておくことが望ましい。</p>

# 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

(追加)

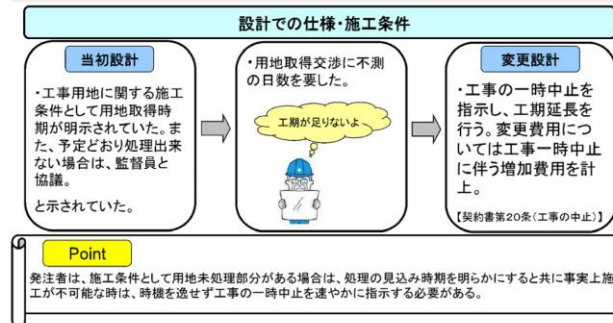
兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)

## 7-5 工事の中止、工事着手時期の変更、工期の変更

①事例 1

### 変更事例

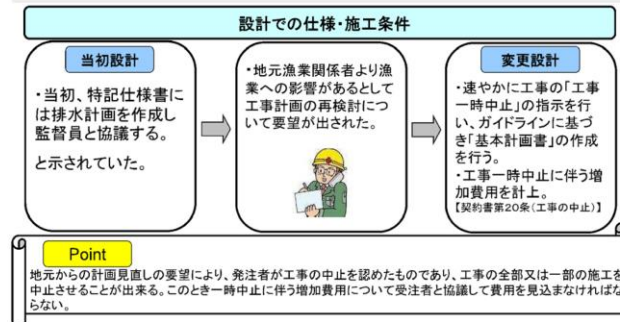
用地取得交渉に不測の日数を要したため一時中止し、工期延期を行った。



②事例 2

### 変更事例

地元漁業関係者より漁業への影響があるとして工事計画(工事に伴う排水計画)の再検討について要望が出されたため地元合意が成立するまで工事一時中止を行った。



## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; font-size: small; margin-bottom: 10px;">兵庫県土木整備部 設計変更ガイドライン(案)</div> <p>③事例3</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #4a7ebb; color: white; margin: 0;">変更事例</p> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来ないため、工期延長を行った。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0f2f1; margin: 0;">設計での仕様・施工条件</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #f5f5f5;"> <p style="text-align: center; font-size: x-small; background-color: #4a7ebb; color: white; margin: 0;">当初設計</p> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">・当初設計では現況河川の平水位が示されていた。</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #f5f5f5;"> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">・予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず、その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来なくなった。</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #f5f5f5;"> <p style="text-align: center; font-size: x-small; background-color: #4a7ebb; color: white; margin: 0;">変更設計</p> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">・受注者から河川の増水により基礎工の施工が不可能である旨を明示。(工事期間中の水位観測、天気調査結果、写真、工程表) ・工期の延長</p> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">【契約書第21条(受注者の請求による工期の延長) 第23条(工期の変更方法)】</p> </div> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #ffc107; margin: 0;">Point</p> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">河川の増水が予期できないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる水位の状況であり、施工出来ない水位であることを示さなければならない。</p> </div>
	38-32

# 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)</small> </div> <h2 style="margin: 0;">8 その他</h2> <h3 style="margin: 0;">8-1 兵庫県建設工事請負契約書（平成 29 年 3 月時点）</h3> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>第 1 条</b> （総則）</p> <p>3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下、「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>第 18 条</b> （条件変更等）</p> <p>受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。</p> <p>(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。</p> <p>(3) 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。</p> <p>(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予測することのできない特別な状態が生じたこと。</p> <p>2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。</p> <p>3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 10 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</p> <p>4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</p> <p>(1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。</p> <p>(2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。</p> <p>(3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。</p> <p>5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> </div>



# 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
(追加)	<p style="text-align: right;">兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)</p> <div data-bbox="1211 400 1832 528" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>第19条 (設計図書の変更)</b></p> <p>発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> </div> <div data-bbox="1211 555 1832 884" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>第20条 (工事中止)</b></p> <p>工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状況が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。</p> <p>3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> </div> <div data-bbox="1211 911 1832 1114" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>第21条 (受注者の請求による工期の延長)</b></p> <p>受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> </div> <div data-bbox="1211 1141 1832 1343" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>第22条 (発注者の請求による工期の短縮等)</b></p> <p>発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。</p> <p>2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。</p> <p>3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> </div>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"><small>兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)</small></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>第23条 (工期の変更方法)</b></p> <p>工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>第24条 (請負代金額の変更方法等)</b></p> <p>請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>第26条 (臨機の措置)</b></p> <p>受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。</p> <p>3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p> <p>4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。</p> </div>

# 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県土木整備部 設計変更ガイドライン(案)</small> </div> <p><b>8-2 土木工事共通仕様書（平成 29 年 3 月時点）</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1-1-1-3 設計図書の照査等</p> <p><b>2. 設計図書</b>の照査</p> <p>受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書</p> <p>の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1-1-1-13 工事の一時中止</p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第 1 編 1-1-1-41 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合</p> <p>(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合</p> <p>(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合</p> <p><b>2. 発注者の中止権</b></p> <p>発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p><b>3. 基本計画書の作成</b></p> <p>前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。</p> <p>また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1-1-1-14 設計図書の変更</p> <p>設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。</p> </div>

## 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; font-size: small; margin-bottom: 10px;">兵庫県土木整備部 設計変更ガイドライン(案)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1-1-1-15 工期変更</p> <p>1. 一般事項</p> <p>契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 23 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認する（本案において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>2. 設計図書の変更等</p> <p>受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>3. 工事の一時中止</p> <p>受注者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>4. 工期の延長</p> <p>受注者は、契約書第 21 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>5. 工期の短縮</p> <p>受注者は、契約書第 22 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。</p> </div>

# 土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<p>兵庫県県土整備部 設計変更ガイドライン(案)</p> <hr/> <p>38 - 38</p>